

広島市の文化財 第26集

広島市安佐南区祇園町所在

九郎杖遺跡  
権地遺跡 発掘調査報告

1984.3

広島市教育委員会

## は し が き

太田川の三角洲に発達した広島市は、人口の集中に伴って市街地が拡大するとともに、周辺部に人口の増加する地域が見られます。九郎杖遺跡、権地遺跡は、この人口が増加している地域の一つである祇園町の一角に発見されたものです。

今般、学校建設に伴って、上記遺跡の記録保存を行うために発掘調査を行いました。その結果、豊富な鉄製品を副葬する古墳、県内でも数少ない石帯などが見つかかり、当時の郷土の様子を知る上で貴重な資料を得ることができました。

この報告書が、市民の方々の歴史研究や郷土理解を深めていただく上で、ご活用いただければ幸いです。

おわりに、この調査にあたり、ご指導をたまわりました諸先生および炎天下発掘調査に従事して下さいの方々、並びに整理作業に従事して下さいの方々に厚くお礼を申し上げます。

昭和 59 年 3 月

広島市教育長 藤 井 尚

## 例 言

1. 本書は、広島市祇園町に於ける、長東西小学校、長東中学校建設工事に係る、九郎杖遺跡、権地遺跡の発掘調査報告である。
2. 調査は、広島市教育委員会事務局施設部施設課の依頼により、社会教育部社会教育課が実施した。
3. 本書の執筆は、九郎杖遺跡の,(1),(2),(3)を平元一人が、他を桧垣栄次が執筆し、桧垣が編集した。
4. 遺物の整理、科学分析は、保存科学研究会に委託し、実測、トレース、遺物写真撮影は、桧垣が行った。
5. 本書掲載の航空写真は、はにわ会会員井手三千男氏より提供を受けた。
6. 第1図に使用した地図は、国土地理院発行の25,000分の1の地形図を複製したものである。

# 目 次

|           |    |
|-----------|----|
| 1. はじめに   | 1  |
| 2. 位置と環境  | 2  |
| 3. 九郎杖遺跡  |    |
| (1) 調査の概要 | 5  |
| (2) 検出の遺構 | 6  |
| (3) 検出の遺物 | 7  |
| (4) ま と め | 10 |
| 4. 権地遺跡   |    |
| (1) 調査の概要 | 12 |
| (2) 検出の遺構 | 13 |
| (3) 検出の遺物 | 21 |
| (4) ま と め | 29 |

## 挿 図 目 次

|                            |      |                       |    |
|----------------------------|------|-----------------------|----|
| 第1図 遺跡周辺地形図                | 2    | 第12図 権地古墳遺構配置図        | 17 |
| 第2図 遺跡周辺地形図                | 3    | 第13図 権地古墳A主体実測図       | 18 |
| 第3図 九郎杖遺跡遺構配置図             | 5    | 第14図 権地古墳B主体実測図       | 20 |
| 第4図 九郎杖遺跡住居跡実測図            | 折り込み | 第15図 権地古墳B主体遺物出土状態実測図 | 21 |
| 第5図 九郎杖遺跡住居跡状遺構<br>及び土壌実測図 | 8    | 第16図 権地遺跡調査区出土遺物実測図   | 22 |
| 第6図 九郎杖遺跡出土土器実測図           | 9    | 第17図 権地古墓出土土器実測図      | 24 |
| 第7図 九郎杖遺跡出土砥石実測図           | 10   | 第18図 権地古墓出土石帯実測図      | 25 |
| 第8図 権地遺跡遺構配置図              | 12   | 第19図 権地古墳出土鉄鎌実測図      | 26 |
| 第9図 権地遺跡第1区遺構配置図           | 14   | 第20図 権地古墳出土鉄器実測図      | 27 |
| 第10図 権地古墓実測図               | 15   | 第21図 権地古墳出土鉄刀実測       | 28 |
| 第11図 権地古墓遺物出土状態実測図         | 16   | 第22図 権地古墳出土砥石実測       | 28 |

## 付 表 目 次

|           |    |           |    |
|-----------|----|-----------|----|
| 付表1 石帯計測表 | 25 | 付表2 鉄鎌計測表 | 26 |
|-----------|----|-----------|----|

## 図 版 目 次

- 卷 頭 権地古墓出土石帯
- 図版 1. 遺跡全景〔調査中〕
- 図版 2. 九郎杖遺跡住居跡（北より）
- 図版 3. a. 九郎杖遺跡庄居跡（西より）  
b. 同上（東より）
- 図版 4. a. 九郎杖遺跡住居跡遺物出土状態（北より）  
b. 同上（北より）
- 図版 5. a. 九郎杖遺跡住居跡状遺構及び土壇（南より）  
b. 同上（北より）
- 図版 6. a. 権地古墓全景（南西より）  
b. 同上（南東より）
- 図版 7. a. 権地古墓遺物出土状態（北より）  
b. 同上（北より）
- 図版 8. a. 権地古墓遺物出土状態（南より）  
b. 権地声墓礫群出土状態（南東より）
- 図版 9. a. 権地古墳 A 主体（北より）  
b. 同上（東より）
- 図版 10. a. 権地古墳 B 主体（南より）  
b. 同上（北より）
- 図版 11. a. 権地古墳 B 主体（東より）  
b. 同上（西より）
- 図版 12. a. 権地古墳 B 主体（西より）  
b. 同上（南より）
- 図版 13. a. 権地古墳 B 主体蓋石除去後（北より）  
b. 同上（西より）
- 図版 14. a. 権地古墳 B 主体遺物出土状態（西より）  
b. 同上 南側（南東より）
- 図版 15. a. 権地古墳 B 主体遺物出土状態 北側（北より）  
b. 同上 南側（南より）
- 図版 16. a. 権地古墳 B 主体棺内遺物出土状態（北より）  
b. 同上（南より）
- 図版 17. a. 権地古墳 B 主体掘り方（西より）  
b. 同上（北より）
- 図版 18. a. 九郎杖遺跡住居跡出土遺物  
b. 九郎杖遺跡出土遺物
- 図版 19. 権地遺跡調査区内出土遺物
- 図版 20. 権地古墓出土土器
- 図版 21. 権地古墳 B 主体出土遺物(1)
- 図版 22. 権地古墳 B 主体出土遺物(2)

# 1. はじめに

広島市教育委員会社会教育課は、同用地課長より1昭和53年6月1日付けで、祇園第六小学校（仮称）、祇園第三中学校（仮称）、建設予定地内における文化財の有無について照会をうけた。これをうけて社会教育課職員による予定地内の分布調査を実施したところ、地形状態周辺の文化財の分布状況から、埋蔵文化財の存在が予想された。この旨を担当課である用地課に対し回答した。これに対し昭和56年度に、同課より口頭による試掘調査の依頼があったため、当課職員によって予定地内の試掘調査を実施した。その結果権地遺跡、九郎杖遺跡を確認した。この結果を基に用地課及び施設課と保存について協議を重ねたが、現状保存は困難であり、記録保存もやむなしとの結論に達した。

調査は、昭和57年4月より発掘調査の準備にかかり、6月4日より現地調査を開始し、11月4日に終了した。

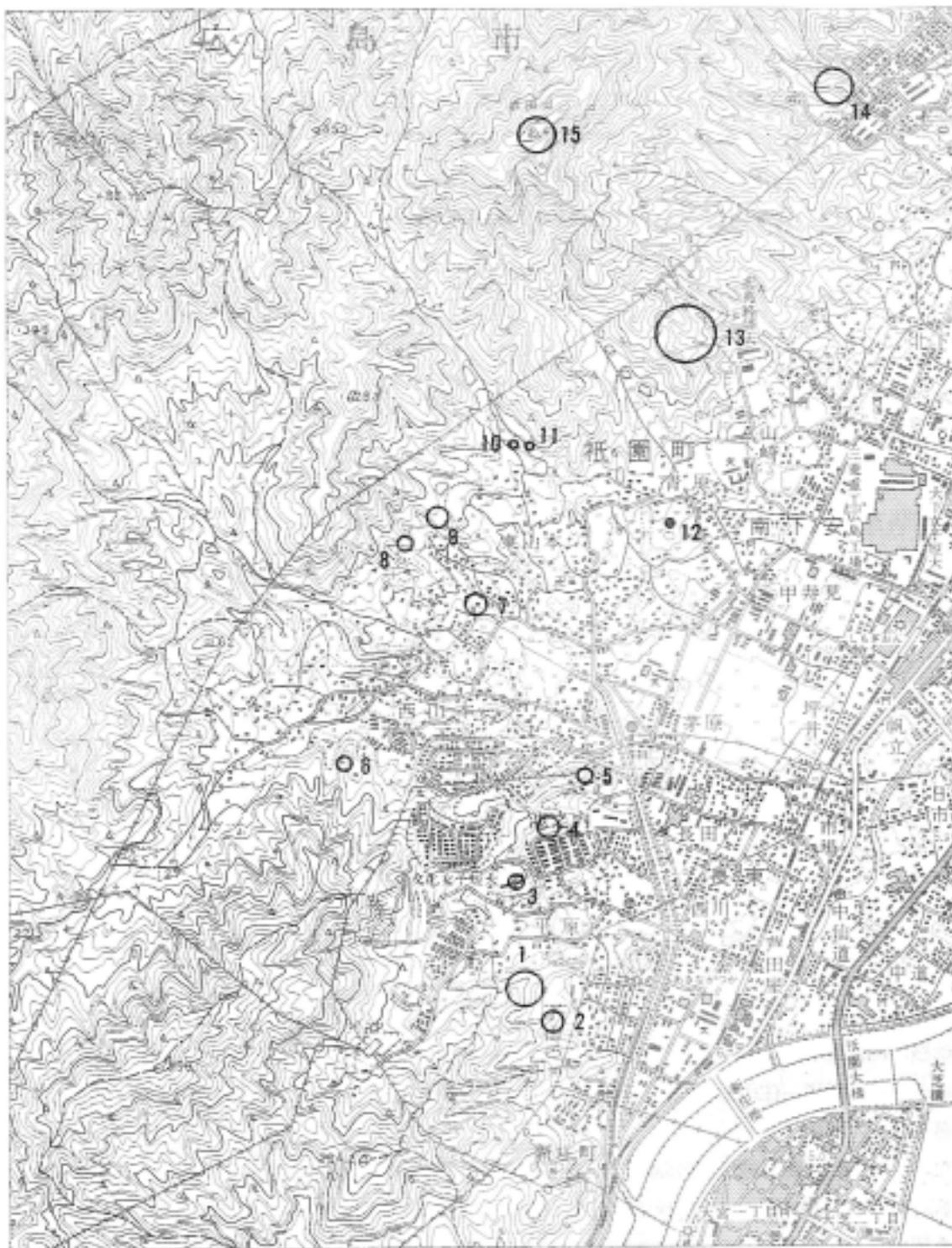
調査の関係者は下記のとおりである。

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 調査依頼課 | 広島市教育委員会施設部施設課                |
| 調査担当課 | 〃 社会教育部社会教育課文化財係              |
| 調査関係者 | 森 脇 昭 之（社会教育部長）               |
|       | 川 崎 良 馬（ 〃 課長，現広島市総務局総務部人事課長） |
|       | 佐 藤 普 門（ 〃 主監）                |
|       | 木 原 亮（ 〃 課長補佐兼文化財係長）          |
|       | 石 田 彰 紀（ 〃 文化財係主事）            |
|       | 幸 田 淳（ 〃 〃 ）                  |
|       | 池 本 公 二（ 〃 〃 ）                |
|       | 中 村 眞 哉（ 〃 〃 ）                |
|       | 橋 本 義 和（ 〃 〃 ）                |
|       | 阿 部 滋（ 〃 〃 ）                  |
| 調 査 者 | 桧 垣 栄 次（ 〃 〃 調査担当）            |
|       | 平 元 一 人（ 〃 〃 〃，現広島市祇園公民館主事）   |

調査補助員（順不同） 川本清一，河野悟，倉前敏磨，谷田美寿枝，山下初代，養祖エミ，山本克己，森田信枝，河合五十鈴，橋本礼子，三浦君子，織田恵子，中藤喜代子，住川幸恵，岡原節子，上林陽子，住川香代子，土井勝子，住川努，井手下強史，瀬垣正義，平連高通，香川二郎，伊藤小夜子，笠岡弘子，笠岡博，藤本政一，河田キミエ

また、施設部用地課，施設課の職員，祇園公民館館長下原俊之氏をはじめ職員の方々，可部郷土史会三野丈一氏，はにわ会会員井手三千男氏のほか多くの方々に調査を円滑にすすめるにあたって多大な御配慮，御援助を頂いた。さらに報告書作成にあたっては，広島大学文学部考古学研究室潮見浩教授，川越哲志助教授，河瀬正利講師，古瀬清秀助手，国立奈良文化財研究所飛鳥藤原京発掘調査部佐藤興治氏，奈良県立橿原考古学研究所亀田博氏から御教示を得た。ここに記して謝意を表わしたい。

## 2. 位置と環境 (第1図)



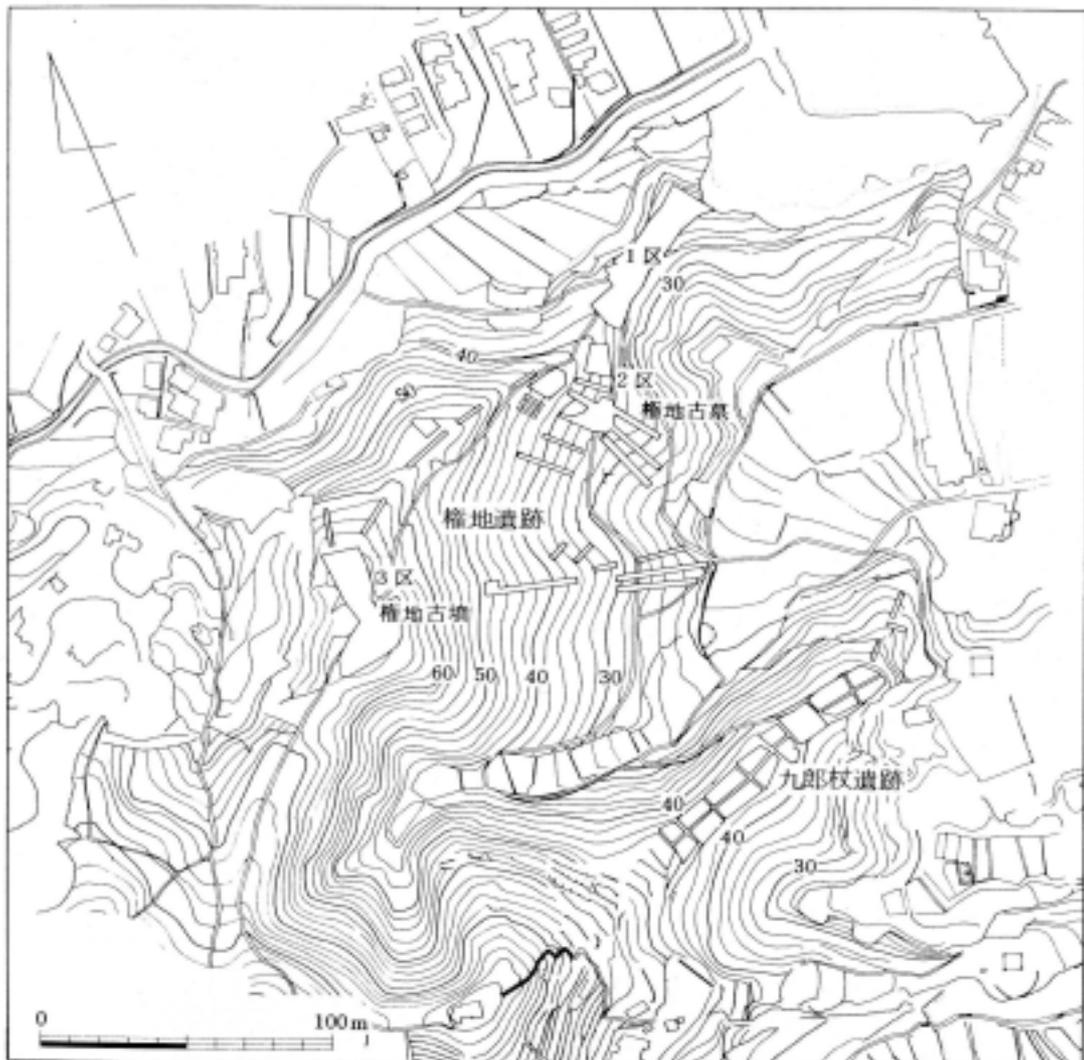
1. 権地遺跡, 2. 九郎杖遺跡, 3. 文化女子短大グランド遺跡, 4. 池之内古墳群, 5. 長東修練院裏遺跡,
6. 空長古墳群, 7. 光見寺跡, 8. 東山本寺山遺跡, 9. 浄円寺古墳群, 10. 上組古墳, 11. 部谷山古墳,
12. 三王原古墳, 13. 広島経済大学構内遺跡群, 14. 大町矢カ谷遺跡, 15. 銀山城跡 (県史跡)

第1図 遺跡周辺地形図 (1/25,000)

本遺跡群は、広島市安佐南区祇園町大字平原字権地及び九郎杖に所在する。広島市旧市街地の北側に隣接する祇園町の西側に屏風状にそびえる山塊から、東側に向けて派生した丘陵尾根先端部に位置している。本遺跡群からは、太田川によって形成された沖積地が眼下に展開し、良好な位置に立地している。

本遺跡群の所在する祇園町は、広島市旧市街地の北側に隣接しており、市の中心地に近いところから、ベッドタウンとして発展した地域である。とくに、広島市と合併した昭和47年以後急速に開発が進んでいる地域であり平野部はほぼ宅地化が終了し、近年は丘陵部の開発に移りつつある。このため埋蔵文化財の発掘調査例が増加する傾向にある。現在のところ、確認された埋蔵文化財は多い地域とは言えないが、地形の状態から、さらに未発見の埋蔵文化財が増加することが考えられよう。

本遺跡群の周辺で確認された遺跡の内最も古く位置づけられるのは、弥生時代後期である。この時期の遺跡には、今回調査を行った九郎杖遺跡、長東修練院裏遺跡、浄円寺西遺跡、長う子遺跡、芳カ谷遺跡、大谷遺跡、大町矢カ谷遺跡があげられる。これらの遺跡の内、長東修練院裏遺跡、浄円寺西遺跡を除いて調査が行われ、その内容があきらかになっている。その結果、従来弥生時代の集落の資料については、太田川東



第2図 遺跡周辺地形図

(注5)

岸高陽町域に偏した傾向があったが、西岸地域についても資料が蓄積されつつあり、太田川下流域の弥生時代の集落のあり方があきらかになりつつあるといえよう。さらに近年の調査では、従来考えにくい高所にも集落が発見されており、太田川東岸とは異なる様相もうかがうことができる。

古墳時代に至っても、遺跡の数は増加しない。しかも確認されているのは古墳のみで、集落は確認されていない。このことは弥生時代の集落が丘陵上から発見されることと対照的な様相を示しており、集落の立地に変化があったことがうかがわれる。この変化の原因、立地地点の確認、集落の構成等については、将来に残された課題であろう。確認された古墳は、今回調査を行った権地古墳、文化女子短大グランド<sup>(注6)</sup>遺跡、池の内古墳群、<sup>(注7)</sup>空長古墳、浄円寺古墳群、部谷山古墳、上組古墳、三王原古墳（消滅）、芳カ谷1、3号古墳、<sup>(注8)</sup>尾首古墳<sup>(注9)</sup>があげられる。これらの古墳は部谷山古墳上組古墳を除いて前半期の古墳と考えられている。このことは、前半期の古墳が比較的集中しているが、後半期に至って減少しているといえ、前半期から後半期にかけてこの地域に大きな変化があったことをうかがわせる。しかし、この時期の集落が未発見である現時点においては、その変遷を明らかにすることはできない。将来、社会的環境と自然的環境の両面から追求しなければならない課題として残されているといえよう。

歴史時代に入ると、遺跡数が減少し、今回調査を行った権地古墳、光見寺跡があげられるのみである。<sup>(注10)</sup>

の他、すでに宅地化して消滅しているがこの地域には条里制の区割りが指摘されている。文献面からも、史料的には少なく、不明の点が多く残されている。文献では「和名抄」に登場する伊福郷、桑原郷が、この地域にあたりと考えられているが、現時点では実態の把握は困難であり、将来の考古史料の蓄積をまたねばならない。

(注1～3) 昭和58年度、広島市教育委員会によって発掘調査実施。弥生時代～中世にかけての多くの遺構、遺物が検出されている。

(注4) 昭和55年発掘調査済み。弥生時代後期の集落と墳墓群が確認されている。未報告

(注5) 高場ニュータウンをはじめとする大規模な住宅団地造成に伴って、多くの遺跡が調査されている。

(注6) 広島市教育委員会「広島市の文化財第13集空長古墳群発掘調査報告書」1978年3月

(注7) 同上

(注8) 昭和58年度、広島市教育委員会によって発掘調査実施

(注9) 昭和57年度、広島県教育委員会によって発掘調査実施。未報告

(注10) 広島市役所編「新修広島市史 第一巻総説編」昭和36年2月28日

広島県編「広島県史 原始古代通史I」昭和55年2月29日

参考文献

「祇園町史」

「広島県史」考古編、原始古代編

「新修広島市史」第1巻 総説編

## 4. 権 地 遺 跡

- (1) 調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- (2) 検出の遺構・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (3) 検出の遺物・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- (4) ま と め・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

### (1) 調査の概要 (第8図)

本遺跡の存在する丘陵は、西から延びてきた尾根が、標高70mあたりで平坦となり、北へ延び、さらに東へ向けて下る地形となっており、先端部は土取りのため大部分が失われている。試掘調査では、遺構及び遺物が確認されたのは、尾根先端部、南側斜面及び標高70mあたりの平坦部であり、先端部から順に1区、2区、3区と呼称することとした。以下、各区毎に概要を述べることにする。



第8図 榿地遺跡遺構配置図

## 第1区

尾根先端の調査区である。上方から下ってきた尾根が、鞍部となって、先端に向けて再び高くなる部分である。先端は土取りによって大きく削平され崖面となっている。試掘調査では、土壙又は、住居跡の存在が想定されていた。調査は、尾根線にあわせて南北に分割し、さらに各区を4区に分割して行い、最終的に完掘した。

調査の結果、土壙3、溝状遺構1を検出し、少量の須恵器陶器片が出土した。

## 第2区

南側斜面の調査区である。試掘調査では、弥生式土器片、須恵器片が出土し、住居跡及び古墳の存在が想定された。調査は、等高線に直交するようにトレンチを設定し、必要に応じて拡張を行った。

調査の結果、古墓1基を確認し、遺物包含層を検出した。遺物包含層からは弥生式土器片、須恵器片が出土したが遺構を確認することはできなかった。

古墓については、権地古墓と呼称することとした。

## 第3区

本遺跡の最高所、標高70mあたりの平坦面の調査区である。北西側は土砂くずれのため大きく崩れ、平坦部北半は地山が露出していた。試掘調査では、石組遺構を確認し、土器細片を検出した。このことから、墳墓の存在が想定された。調査は、調査区中央部でくびれた地形となっているため、この部分で2分割し各々をさらに4分割して行った。

調査の結果、古墳1基を確認し、多量の鉄器と少量の土器細片が出土した。

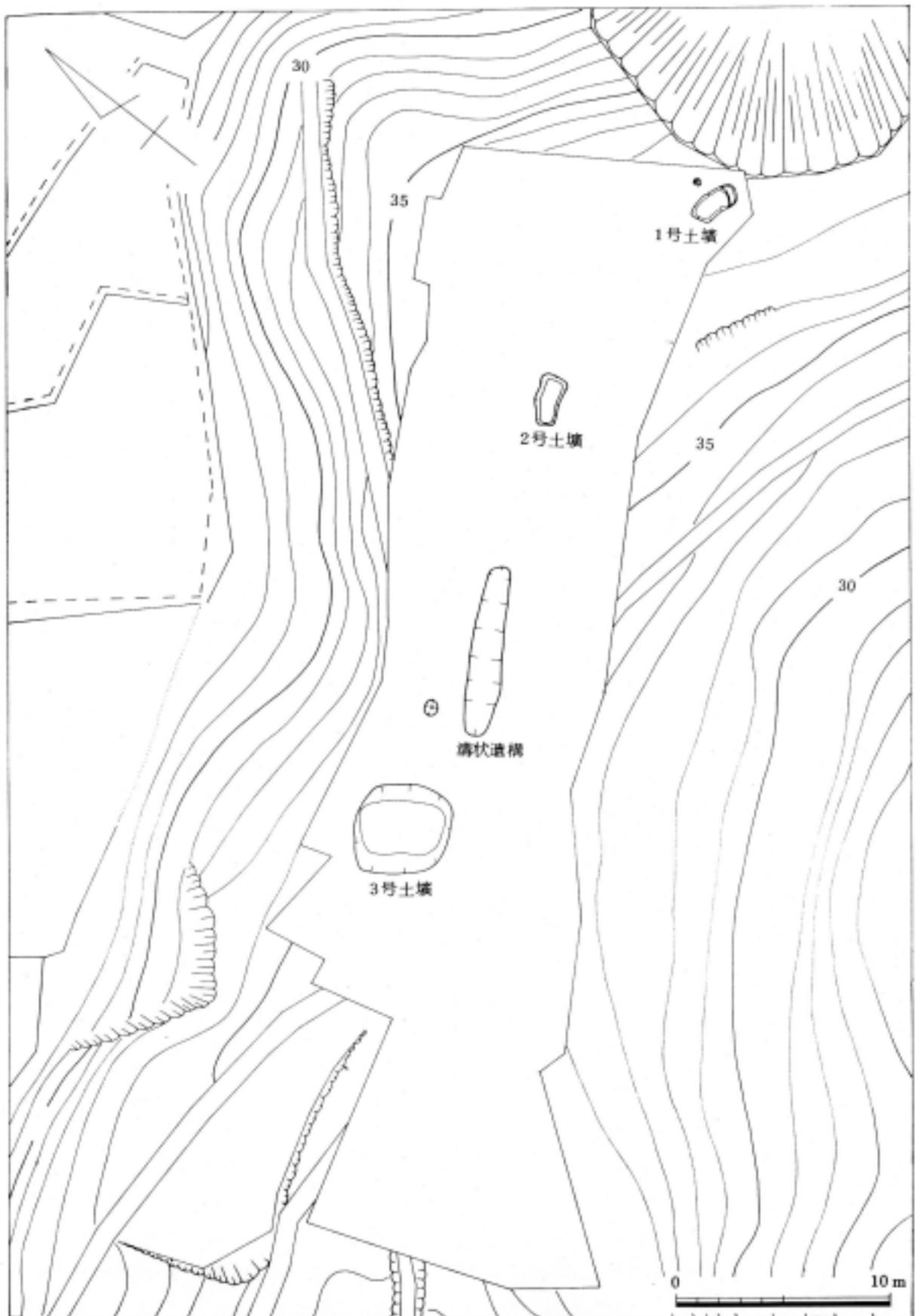
古墳については、権地古墳と呼称することとした。

## (2) 検出の遺構

### 第1区検出の遺構（第9図）

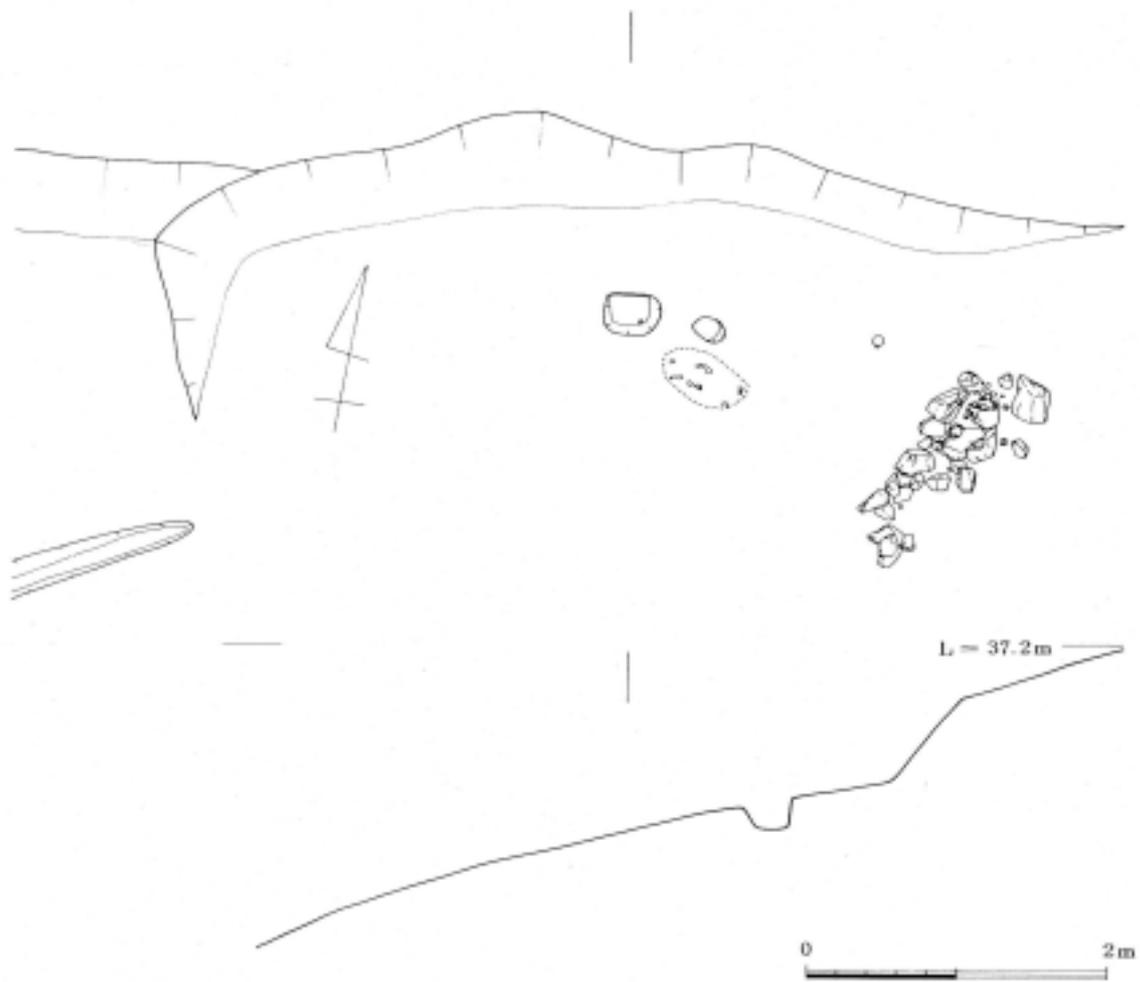
本調査区からは、土壙3、溝状遺構1が検出された。1号土壙は、調査区東端の崖面に近い位置から検出した方形プランを呈する土壙である。長さ230cm、幅110cm、深さ14cm～37cmを測り、東端に寄った部分で床面が高くなる。第2号土壙は、第1号土壙の西約10mの尾根線上で検出した。ほぼ方形プランを呈する土壙である。掘り方は、それほど明瞭ではないが、長さ230cm、幅110cm、深さ13cm～25cmを測り、床面は、東側に向けて次第に高くなっている。第3号土壙は、第2号土壙の西約3.7mの尾根が鞍部となるあたりで検出された方形の土壙である。長さ4m、幅4.5m、深さ16cm～73cmを測り、壁はカーブをもって床面に下り、下端は明瞭ではない。規模から、住居跡の可能性も考えられたが、床面の凹凸が著しく、柱穴等も検出されなかったため明確にできなかった。溝状遺構は、第2号土壙と第3号土壙の間で検出された。長さ8m、幅1.0m～1.4m、深さ26cm～29cmを測る。掘り方の東西両端は丸みを帯び床面は両端に至って浅くなっている。

検出の遺構内からは遺物は出土せず、周辺から少量出土したのみであるため、遺構の時期性格について明らかにすることはできない。既に述べたように、本調査区の先端は、土取りのため大きく削平されており、この部分に遺構が存在していた可能性は考えられよう。



第9図 榑地遺跡第1区遺構配置図

## 権地古墓（第10図）

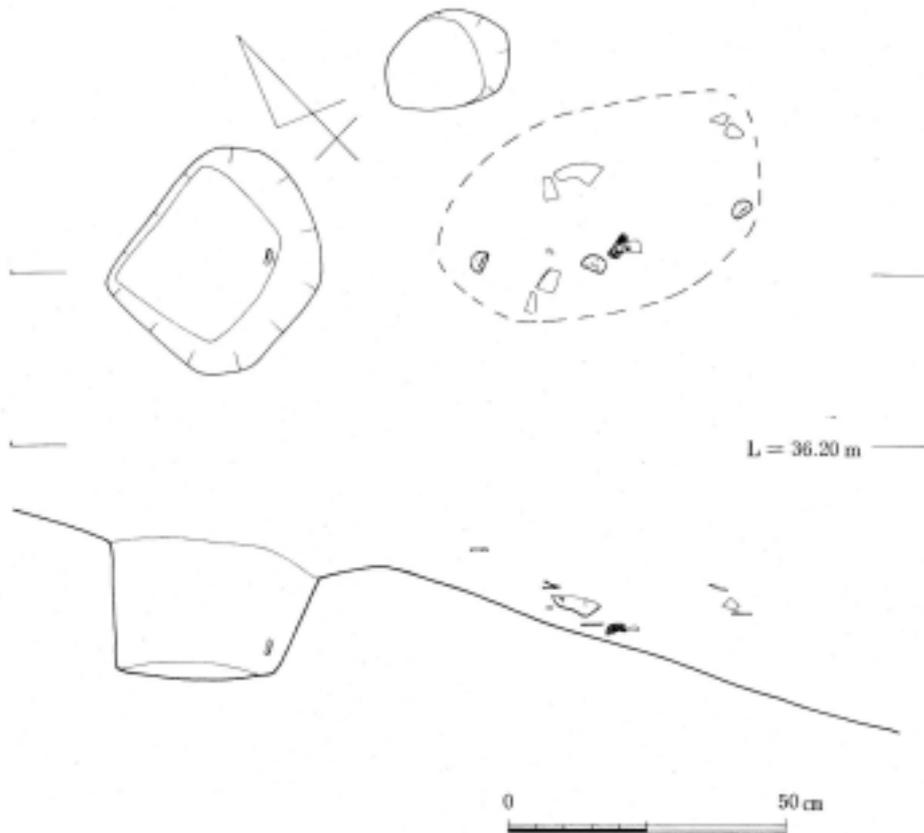


第10図 権地古墓実測図

南側斜面に位置する第2区内の北東部斜面から検出した。調査前の状態は山林であり、遺構の存在を想定しうる状態は観察されなかった。斜面に設定したトレンチ内から礫群及び黒色土が検出されたため、拡張を行った結果検出した。

調査の結果、傾斜する地山を、長さ6.4 m、高さ最高で70 cmに掘り込んだ狭小な、ゆるやかな傾斜をもった平坦面が検出され、この平坦面の範囲内及びその縁辺から黒色土小ピット、礫群が検出された。黒色土の範囲は明瞭ではなく、縁辺部に至るにつれてうすくなって消滅している。遺物は、この黒色土中に多く見られた。

検出された平坦面は、墓域として造成されたものと考えられるが、ゆるやかな傾斜をもち、掘り方下端から約2 mあたりで、傾斜を若干かえて下方に向かっている。この境界は明瞭に検出することはできなかった。従って、墓域の範囲を確定することは困難であるが、次に述べることからある程度の推定はできる。掘り方の西側がわずかに曲がって検出され、この部分が北西のコーナーと考えられる。東側は、礫群が長さ1.6 m、幅50 cmに検出され、この礫群が墓域の東端と考えられる。南側は、既に述べたように、境界は明瞭ではないが、上述のことから、本古墓は5 m×3 mの範囲と推定できよう。



埋葬施設は、明確には検出することはできなかった。しかし、遺物の出土状態から、黒色土の範囲に埋葬主体があったと考えられる。この部分からは、須恵器片、木炭片とともに石帯が7点出土した。この内2点は、方形プランを呈する小ピット内から出土した。この小ピットは長さ31 cm、幅37 cm、深さ24 cmを測る。埋土は地山と同色、同質の

第11図 権地古墓遺物出土状態

土の下に黒色土がもぐり込むように観察された。この黒土は円弧状のプランを呈して見られ、地山の低い方から高い方へ向かってもぐり込むように不自然な状態で見られ、石帯はこの黒色土から出土した。これらのことから、この小ピット内には何らかの工作物が埋納されていたことが推定されよう。この工作物は、黒色土が円弧状を呈していたこと、石帯以外の遺物が出土していないことから、桶状の木製品ではないかと思われる。

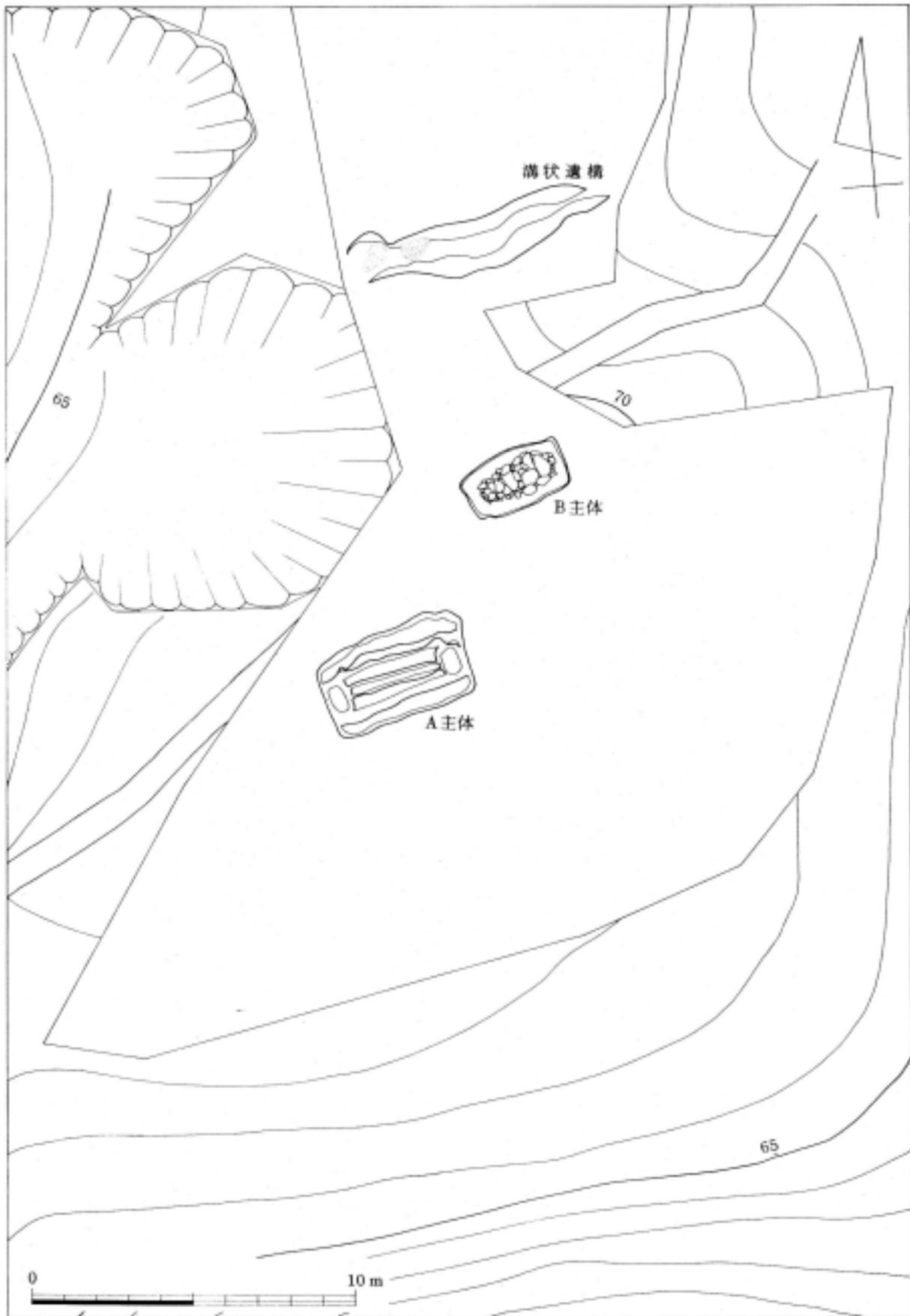
以上のことから、本古墓の埋葬主体は明らかではないが、上記の小ピット内にあると考えられる埋葬に際しては、木炭片が見られることから、他所で火葬とし、その遺骨を入れた桶状の木製品を小ピット内に埋置し、その際、遺物を含んだ黒色土を上にかぶせたものと推定されよう。

遺物は、既に述べたとおり、黒色土中から、石帯の外須恵器片が多数出土した。石帯は17点出土したが、その出土状態(第11図)に規則性は見られない。須恵器については、破片が多く、器形がうかがえるものは少なかったが全て坏類であった。

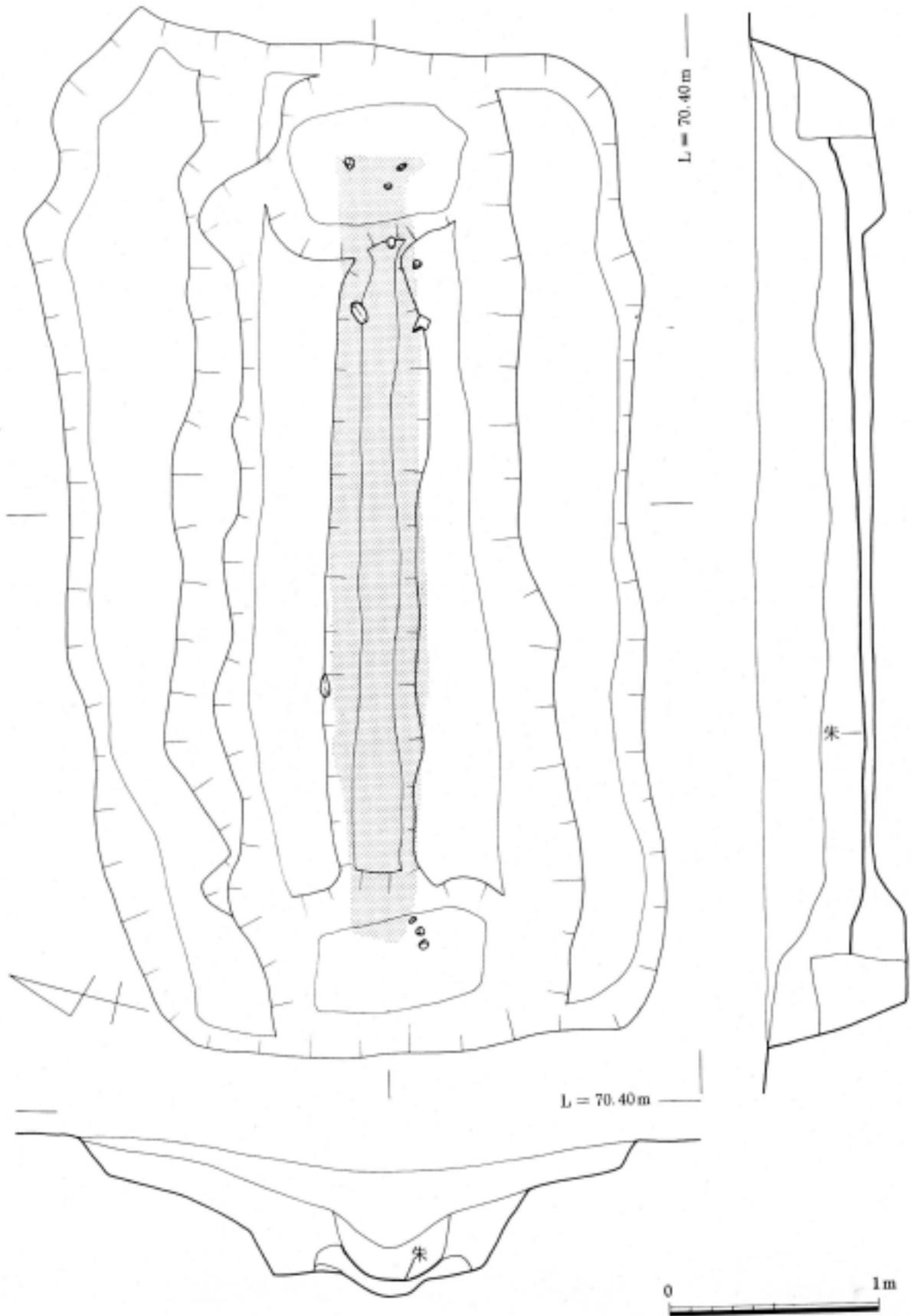
### 権地古墳 (第12図)

第3区の最高所平坦面から検出した古墳である。調査前の状態は山林であり、部分的には地山が露出しており、墳丘を想定できる高まりは全く見られなかった。又石棺の蓋石の一部はすでに露出していた。

調査の結果、墳丘は確認することはできなかった。しかしB主体の北側約5 mの位置から、尾根を切断するように溝状遺構1を検出した。この溝は、長さ8 m、幅1.5 m、深さ0.5 mを測る。埋土内からは、少量の土師器と考えられる細片が出土した。この溝より北側からは、遺構遺物が検出されなかったところから、この溝状遺構は、本古墳に伴うと考えられる。従ってこの溝状遺構は、本古墳の墓域設定のために設けられ



第12図 権地古墳遺構配置図



第13図 権地古墳A主体実測図（アミ目は朱の範囲）

たものであろう。他に本古墳に伴うと考えられる、溝、地山の整形痕等が検出されなかったところから、本古墳の墳丘の規模、形状については明らかにすることはできない。

主体部は、尾根上平坦面から2基検出され、山側からA主体、B主体と呼称することとした。A主体は、割竹形木棺を埋置する土壙で、B主体は箱式石棺である。遺物は第B主体から鉄器類、溝状遺構から土器の細片が出土した。

#### A主体（第13図）

B主体の北西側約3.5mから検出された土壙である。土壙は、2重土壙としている。1次壙は、地山を長さ4.65m、幅2.7m、深さ7cm～31cmに掘り込み、2次壙はその中央部を長さ4.65m、幅1.6m～1.8m、深さ約40cmに掘り込んでいる。2次壙の両小口は、さらに長さ1.0m、幅1.0m、深さ13cm～19cmに掘り込み、床面中央部に、長さ2.9m、幅45cm、深さ6cm～10cmの浅いU字形を呈する溝を掘り込んでいる。2次壙内のこの溝となる部分で朱の散布が検出された。検出状態は、断面が半円形を呈する長方形であった。このことから、本主体部には、内面朱塗りの割竹形木棺が埋置されたものと考えられる。断面観察から、朱の下側に赤褐色の粘質土が検出された。このことから、木棺の埋置に際しては、2次壙床面に溝を掘り込んだ後に赤褐色の粘質土を敷いて棺床面を整えた後に、棺を置き安定をはかるために赤褐色の粘質土を棺身下半部を巻くようにあてたものと考えられる。さらに、両小口の部分は、両小口側に掘り込まれた落ち込み上にまで延びており、この落ち込みの底から立ち上がる土層が見られるところから、両小口に板をあてたものと考えられる。以上のことから、本壙に埋置された木棺は、長さ3.75m、直径50cm前後の割竹形木棺と考えられる。

頭位については、検出状態に顕著な差異が見られないことから、明確ではない。しかし、床面が東側に向けてわずかに高くなっているところから、東側と考えられ、主軸はN75°Eをとる。

遺物は、埋土内から土器の微細片が2～3片出土したのみであった。

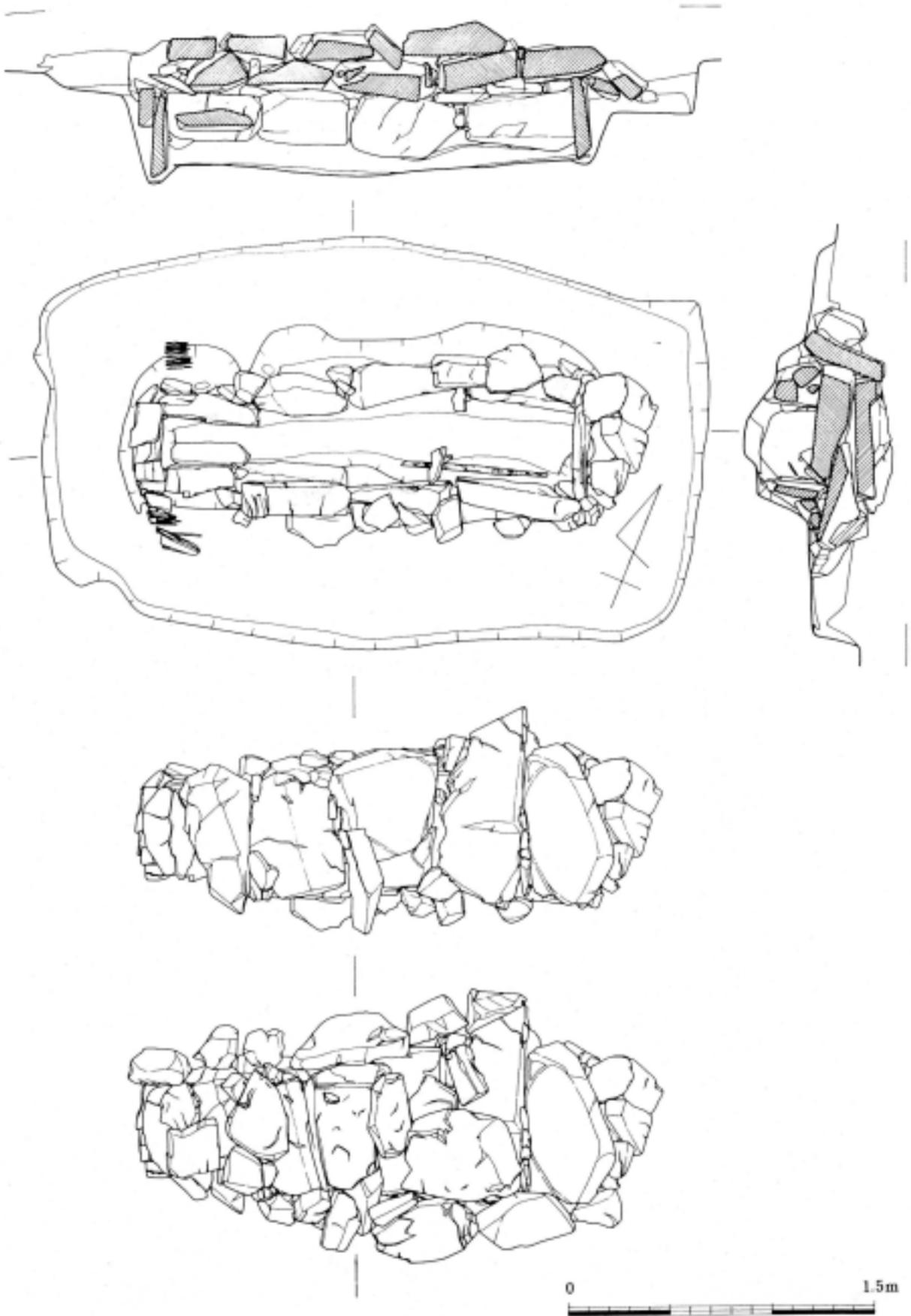
#### B主体（第14図）

尾根平坦部のほぼ中央で検出した箱式石棺である。試掘調査時すでに蓋石の一部が露出していた。

掘り方は、地山を掘り込んだ2重土壙としている。1次壙を長さ3.2m、幅1.8m、深さ7cm～25cmに、長辺中央部で若干広がる形態の方形に掘り込みさらにその中央部に、長さ2.4m、幅85cm、深さ13cm～25cmの2次壙を掘り込んでいる。1次壙の上端の北辺については、地山が露出していたところから、削平をうけたことが考えられ、本来は若干深かったと推定される。

石棺は2次壙のほぼ一ぱいに構築している。内法は長さ200cm、幅20cm～40cm、深さ38cm～40cmを測り、主軸はN68°Eをとる。側壁は、長さ38cm～60cm、幅22cm～30cm、厚さ16cm～20cmの比較的厚みのある石材を横長に使用、蓋石との間に高さ調整のため、偏平な小角礫をのせている。部分的には補強のため、裏側に角礫をはめこみ、石材は、棺床面より若干下げて安定をはかっている。小口は、長さ30cm～40cm、幅40cm、厚さ7cmのうすい板状の石材を東側で1枚、西側で2枚使用している。主要な蓋石は、長さ60cm～90cm、幅30cm～50cm、厚さ10cm～15cmの板状の石材を2重に構築し、そのすき間に小角礫をつめ込み、棺の東半部側面は板状の石材をたてかけ、小口には角礫を配している。内面は朱の塗付が認められた。

検出状態から、石棺の構築は次のように考えられる。①壁は、東側小口北側壁、西側小口南側壁の順に構築する。②蓋石を5枚構築し、すき間に小角礫をつめる。③②の段階の蓋石のすき間をうめるように、同大の板状の石材を構築し、すき間に小角礫をつめている。④棺の東半部の両側面に板状の石材をたてかけ、東側の小口に角礫を配する。以上のような工程で構築されたと考えられ、全体にいていねいな構造といえるで



第 14 図 権地古墳B主体実測図（アミ目は朱の範囲）



第15図 権地古墳B主体遺物出土状態実測図

あろう。

棺の平面プランは、東側に向けて広がる形態をとっており、棺内遺物の鉄刀は、東側に寄って出土している。構造からも、東半部がていねいな構造としている。これらのことから、頭位については東側と考えられる。

遺物は、相内からは、南側壁の頭位に近い部分から鉄刀1振が出土し、棺外から、1足位にあたる南北両側から鉄製品、砥石が出土した。(第15図)北側は、鉄鏝11点が並々こ状態で出土し、何らかの容器に入れていたものと考えられる。南側は、鉄鏝9点。農工具9点、砥石1点が出土した。鉄鏝は、束ねた状態で砥石とともに出土し、鏝よりわずかに離れて農工具が束ねられた状態で出土した。鉄斧のみは、これらの鉄器類より、約30cm東側に寄った部分から出土した。

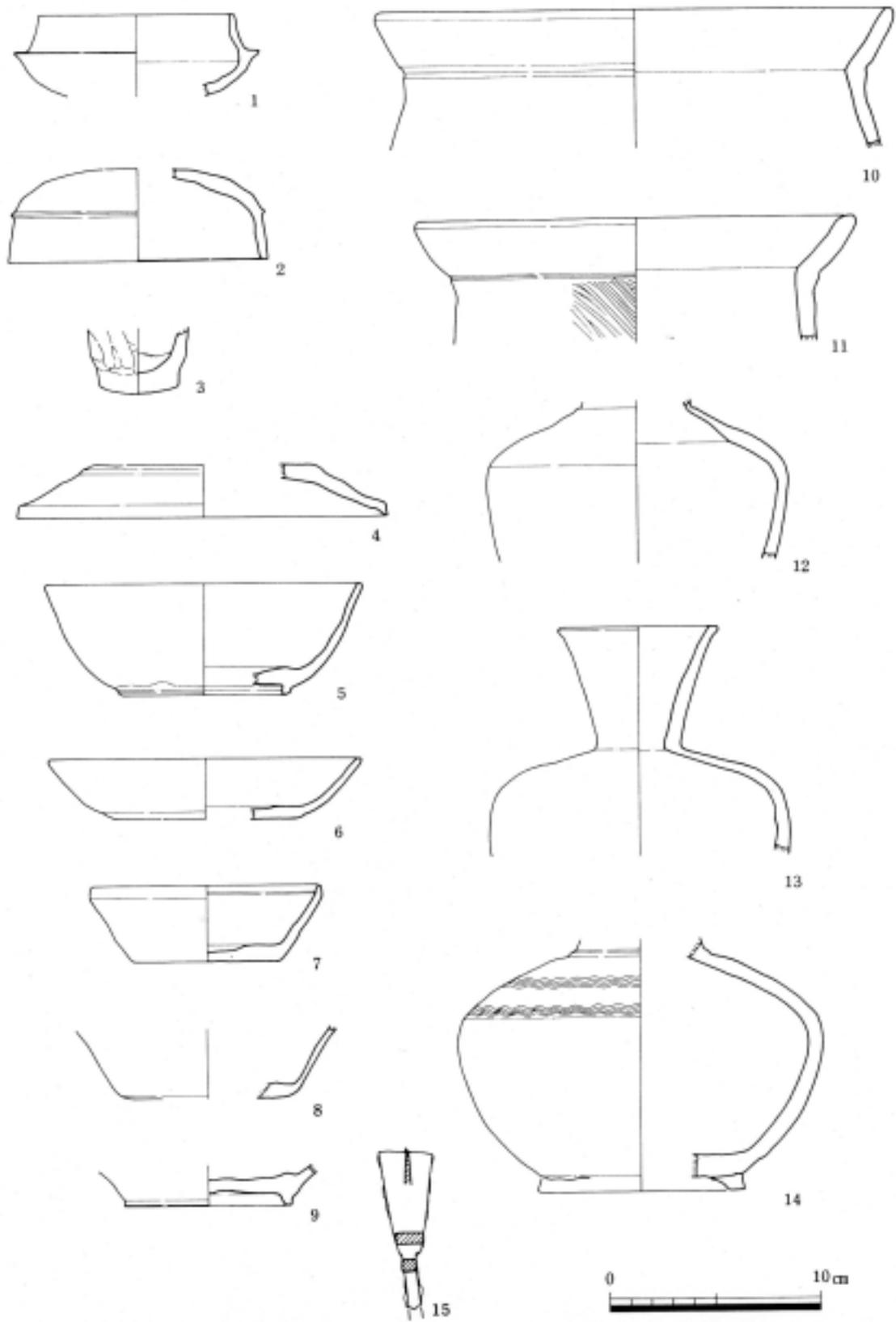
※分析によれば酸化鉄と確認された。

### (3) 検出の遺物

#### 調査区内出土土器 (第16図1～15)

本遺跡の各調査区から土器は出土したが、大部分は第2区内の斜面に多く見られた。土器は弥生式土器及び須恵器である。完形品は出土せず、破片で出土し器形を明らかにできるものは少なかった。

1～3は、第1区から、4～15は第2区から出土した土器であ凱1は須恵器坏身である。口径9.2cm、推定器高3.9cmを測る。口縁部はやや内傾気味に立ちあがり、端部は平たくまとめている。受け部は水平に幅0.6cmはり出し、端部は鋭い。受け部より1.5cm下からはヘラ削り、他は内外面ともミズヒキ調整を施している。内外面とも暗灰色を号し、胎土、焼成とも良好である。2は須恵器坏蓋である。口径12.1cm、推定器高4.2cmを測る。天井部と口縁部の境は断面三角形の鋭い稜線が見られ、口縁端部はやや内傾し、平たくまとめている。天井部は回転ヘラ削り、他はミズヒキ調整を施している。内外面とも暗灰色を呈し、胎土、焼成とも良好である。3は弥生式土器と考えられる手づくねの小形土器である。口縁部は欠失している。底部は凸底気味に丸みをもっており、底径3.7cm、現存高3.0cmを測る。底部は、指頭によるおさえの後ヘラ状工具によるナデを施してい、を体部には指頭痕が顕著に見られる。内外面とも橙褐色を呈し、胎土、焼成とも良好である。4、5は弥生式土器と考えられる甕形土器である。4は、口径24.4cmを測る。口縁部は「くの字」状にゆるく外反し、端部は丸くおさめている。頸部屈曲部には浅い凹線がめぐらされている。全面が磨



第 16 図 権地遺跡調査区出土遺物実測図

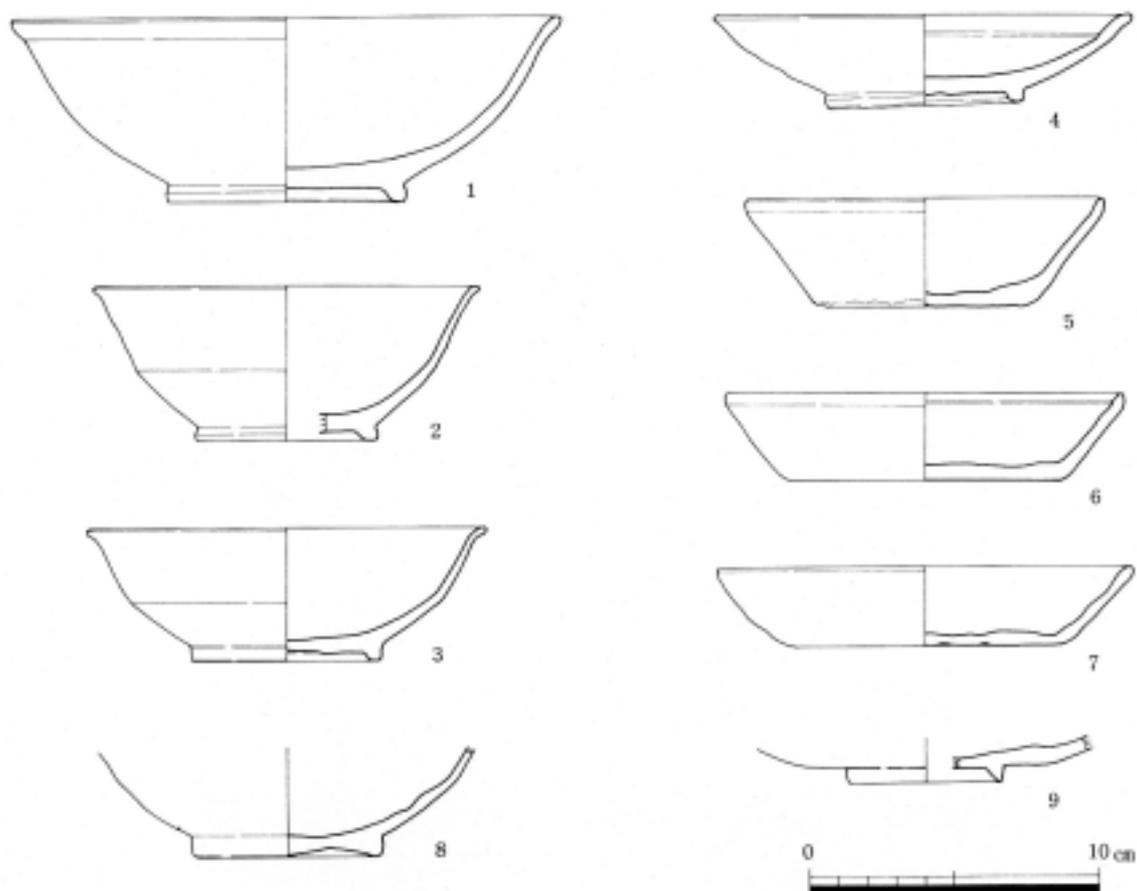
減しており調整法は不明である。内外面とも、橙褐色を呈し、胎土は良好であるが、焼成は不良である。5は、口径21 cmを測る。外反する目縁端部は丸くおさめている。頸部屈曲部に浅い凹線をめぐらせている。口縁部は内外面とも横ナデ、胴部内面はヘラ削り後ナデを施し、外面はクシ歯状工具による調整を施している。内外面とも褐色を呈し、胎土は良好であるが、焼成は若干軟調である。

6～14は須恵器である。6は、蓋坏の蓋である。口径17.5 cm、推定器高2.4 cmを測る。口縁部は垂直で、端部は鋭い。天井部は平らに仕上げている。内外面ともミズヒキ調整を施している。内外面とも灰白色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。7は、高台付き蓋坏の身である。口径15 cm、器高5.1 cm、高台径8.1 cm、高台高0.3 cmを測る。口縁部は外上方に延び、端部は丸くおさめている。高台はやや内傾気味に貼り付けており、体部に貼り付けの際の粘土のナデ上げ痕が見られる。内外面ともミズヒキ調整を施し、底部はヘラ削り後ナデている。内外面とも灰白色を呈し、胎土は良好であるが、焼成は若干軟調である。8は、蓋坏の身である。口径14.8 cm、推定器高2.8 cmを測る。口縁部は外上方向へ延び端部は丸くおさめている。底部は平らに仕上げている。内外面ともミズヒキ調整し底部はヘラ削りを施している。内外面とも灰色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。9は、蓋坏の身である。口径10.7 cm、底径6.8 cm、器高3.5 cmを測る。口縁部は外上方へ延び、端部に至って内側へ折り曲げ、丸くおさめており、内面に折り曲げた際の稜線が明瞭に見られる。内外面ともミズヒキ調整、底部はヘラおこしの後、ナデ調整を施している。内外面とも灰白色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。10は、蓋坏の身である。口縁端部は欠失している。底径7.0 cmを測る。体部から底部へはゆるやかに変換し、わずかに稜線が見られる。内外面ともミズヒキ調整、底部はヘラ削り後ナデを施している。内外面とも灰色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。11は、蓋坏の身の底部である。高台径7.8 cm、高台高0.5 cmを測る。高台は「ハの字」状を呈し、貼り付けである。内外面ともミズヒキ調整、底部外面はヘラおこしの後ナデを施している。内外面とも灰色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。12は、長頸壺の胴部と考えられる。最大径14.2 cmを測る。頸部から屈曲部に幅0.22 cmの段を有している。内面はミズヒキ調整、外面は、上半部はミズヒキ調整、下半部はヘラ削り後ミズヒキ調整を施している。内外面とも灰色～暗灰色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。13は、長頸壺である。胴部下半部は欠失している。口径7.6 cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部に至ってわずかに外傾して丸くおさめている。口縁部と胴部の接合部はていねいにナデ付けており、ナデ付けの痕跡はほとんど見られない。内外面とも暗灰色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。14は、高台付長頸壺の胴部である。口縁部及び高台は欠失している。胴部最大径17.3 cm、現存高10.9 cmを測る。頸部屈曲部に幅0.2 cmの段を有している。屈曲部より3 cm下方に、4条単位の波状文が2条めぐらされている。底部には高台の剥離痕が顕著に残存している。内面はミズヒキ調整、外面上半部はミズヒキ調整、以下はヘラ削り、底部はヘラおこしの後ナデている。頸部屈曲部から最大径あたりまでは、自然釉が付着している。内外面とも灰白色を呈し、胎土、焼成ともに良好である。15は、方頭広根斧箭式の鉄鏃である。茎部先端部が欠失している。現存身部長48 cm、刃部幅2.5 cm、厚さ0.5 cm、茎部長2.4 cm、幅0.7 cm、厚さ0.6 cmを測る。茎部は、断面方形を呈し、尻部に向かって、ほぼ同厚を保っている。

### 権地古墓出土土器（第17図1～9）

本古墓からは、黒色土内から遺物が比較的まとまって出土したが、完形品は見られなかった。この内、器形を明らかにし得たのは9点であった。1は高台付碗である。口径18.9 cm、器高6.5 cm、高台径8.2 cm、高台高0.6 cmを測る。外上方へ延びる目縁端部はわずかに外反し丸くおさめている。高台は「ハの字」状を呈する貼り付け高台である。接地部はわずかに外傾している。内面はミズヒキ調整、外面は口縁部から高台まで

はミズヒキ調整，底部はヘラ削りを施し平らに仕上げている。内外面とも灰白色を呈し，胎土，焼成ともに良好である。2は高台付椀身である。口径13.3 cm，器高5.5 cm，高台径6.3 cm，高台高0.5 cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部はわずかに外反し，丸くおさめている。内面はミズヒキ調整，外面は体部上半部はミズヒキ調整，下半部はヘラ削りを施し，その境界は比較的明瞭な稜線が見られる。「ハの字」状を呈する高台は貼り付けで，貼り付け後ミズヒキ調整を施し，底部はヘラ削りを施し平たく仕上げている。内外面とも灰色を呈し，胎土，焼成とも良好である。3は高台付の椀身である。口径13.7 cm，器高径6.6 cm，高台高0.6 cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部はわずかに外反し丸くおさめている。内面はミズヒキ調整，外面は体部上半部はミズヒキ調整，下半部はヘラ削りを施し，その境界は比較的明瞭な稜線が見られる。底部はヘラ削り後，高台を貼り付けている。内外面とも灰白色を呈し，胎土，焼成とも良好である。5は坏身である。口径12.4 cm，器高3.9 cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部は，垂直に立ち上がり，丸くおさめている。内外面ともミズヒキ調整，底部はヘラ削り後，余分の粘土を体部上方へナデ上げている。内外面とも灰色を呈し，胎土，焼成とも良好である。6は坏身である。口径13.8 cm，器高3.1 cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部は垂直に立ち上がり丸くおさめている。内外面ともミズヒキ調整を施し，底部はヘラ削り後ナデを施している。内外面とも灰色を呈し，胎土，焼成とも良好である。7は坏身である。口径14.3 cm，器高2.8 cmを測る。外上方へ延びる口縁部の端部は丸くおさめている。内外面ともミズヒキ調整を施し，底面はヘラ削りを施している。内外面とも灰白色を呈し，胎土は良好であるが，焼成は若干軟調である。8は高台付の坏の底部である。上半部は欠失している。高台



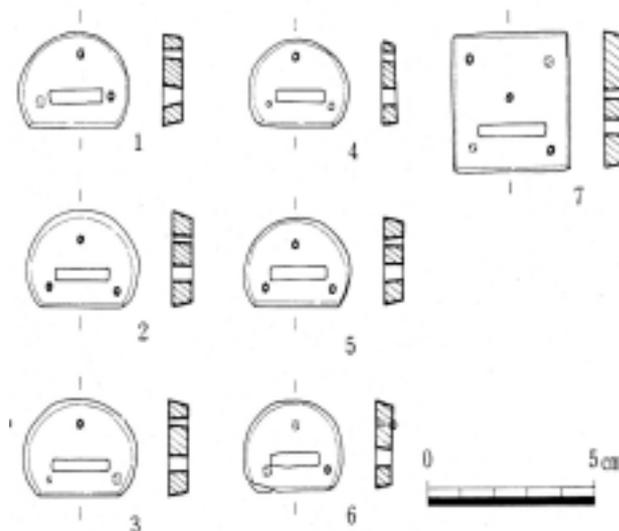
第17図 権地古墓出土土器実測図

径6.6cm, 高台高0.6cmを測る。内面はミズヒキ調整, 外面から底部にかけてはヘラ削りを施し, 高台は削り出している。内外面とも灰色を呈し, 胎土, 焼成とも良好である。9は高台付の坏の底部である。高台径5.3cm, 高台高0.5cmを測る。内外面ともミズヒキ調整, 底部はヘラ削り後, 断面三角形を呈する高台を貼り付けている。内外面とも灰色を呈し, 胎土, 焼成ともに良好である。

### 権地古墓出土石帯 (第18図1~7)

黒色土及び小ピット中から須恵器片とともに出土したが, 出土状態からは規則性は見られなかった。材質は全て超苦鉄岩源ホルンフェルス製と考えられ, 孔は全て表側からの片側穿孔である。鋳が残存しているが, この鋳は銅と錫の合金である。出土位置及び計測値については別表のとおりである。

※広島大学理学部沖村雄二助教授のご教示による。



第18図 権地古墓出土石帯実測図

### 権地古墳B主体出土遺物

本古墳出土の遺物はB主体からの鉄製品, 砥石, 溝状遺構内からの少量の土師器と考えられる土器片である。鉄製品は, 保存状態が良好であるが, 土師器は, 微細片であったため, 図示することはできなかった。

### 鉄 鋳 (第19図1~20)

B主体の棺外から, 鋒を西に向けて出土した。北側からは, 並べた状態で11点, 南側からは, 束ねられた状態で9点の, 合計20点が出土した。保存状態は良好で茎部には竹製と考えられる矢柄の基部を桜皮で巻き締めた状態がよく残存している。

鉄鋳は, 長頸鋳, 無頸鋳に分類できる。長頸鋳は, 南北両側から出土しているが, 北側から1~11の片刃箭式が, 南側から12~18の柳葉式, 19, 20の無頸鋳が出土しており, 意識的に分けて埋置したことが考えられる。特に1~11はきれいに並べられており, 何らかの容器に入れて埋置したと考えられる。片刃箭式はさらに, 身部の形態から3種類が可能である。柳葉式も身部の形態から3種類に分類できる。

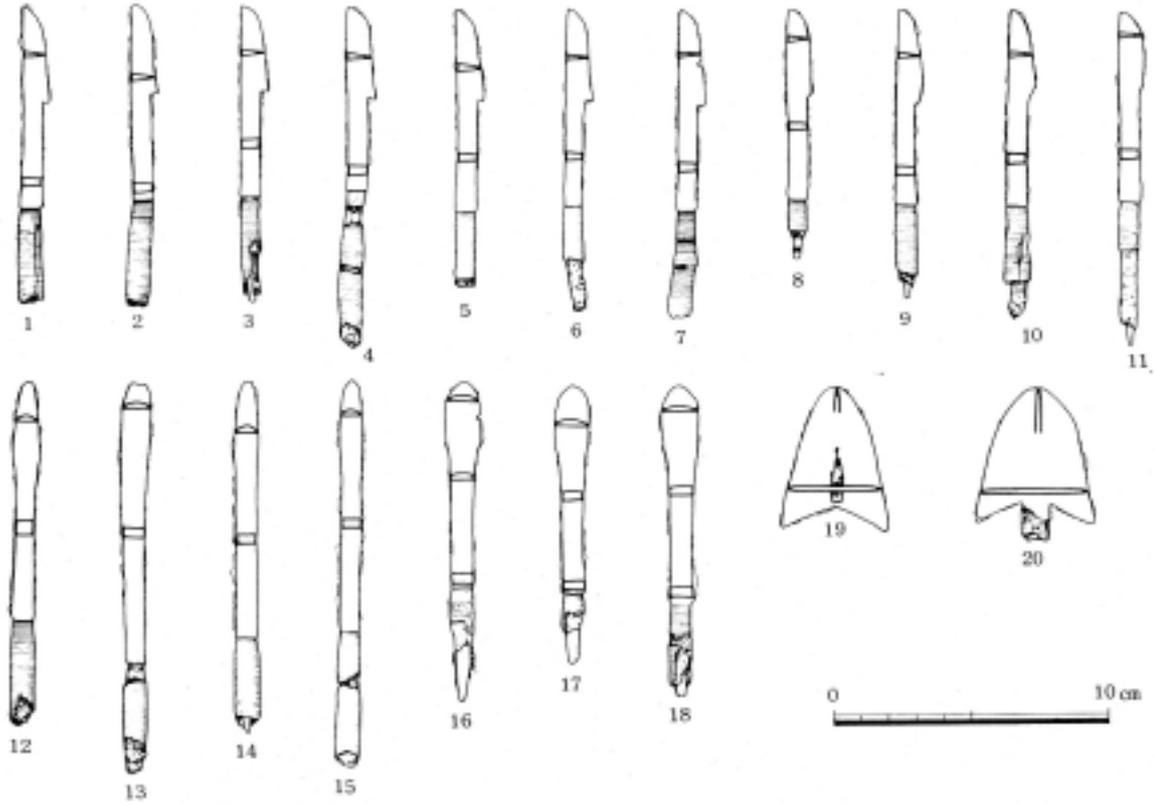
各鋳の形態及び計測値は別表のとおりである。

### 不明鉄製品 (第20図21, 22)

B主体南側より, 他の農工具と共に束ねられた状態で出土した用途不明の鉄製品である。共に棒状の先端部をわずかに欠失しているが, ほぼ完存し, 残存状態は良好である。共に同形, 同大で, 棒状の上半部はゆるくS字状に曲げ板状としている。最先端部は鋭くしており, 刃部の可能性がある。棒状部の先端部より約

| No. | 名称  | 長さ   | 幅    | 厚さ       | 備考               |
|-----|-----|------|------|----------|------------------|
| 1   | 丸 鋳 | 3.35 | 2.15 | 0.6      | 鋳あり, 黒色土中        |
| 2   | "   | 3.40 | 2.20 | 0.62     | "                |
| 3   | "   | 3.45 | 2.20 | 0.6      | "                |
| 4   | "   | 3.05 | 2.00 | 0.45~0.6 | 小ピット, 黒色土中       |
| 5   | "   | 3.25 | 2.00 | 0.65~0.6 | 黒色土中             |
| 6   | "   | 3.00 | 2.05 | 0.55~0.5 | 鋳あり, 黒色土中        |
| 7   | 巡 方 | 3.50 | 3.15 | 0.7      | 鋳あり<br>小ピット内黒色土中 |

付表1 石帯計測表 (単位 cm)



第19図 権地古墳出土鉄鏃実測図

| No. | 全長    | 身 部 |      |      | 茎 部  |      |      | 茎部長さ | 備 考         |
|-----|-------|-----|------|------|------|------|------|------|-------------|
|     |       | 長さ  | 幅    | 厚さ   | 長さ   | 幅    | 厚さ   |      |             |
| 1   | 11.8  | 3.8 | 1.0  | 0.3  | 4.2  | 0.75 | 0.35 | 3.8  | 片刃箭式 篋被 腸快  |
| 2   | 現11.9 | 3.5 | 0.9  | 0.3  | 4.2  | 0.7  | 0.4  | 4.2  | 〃 〃         |
| 3   | 11.8  | 3.4 | 1.0  | 0.25 | 4.2  | 0.7  | 0.35 | 4.2  | 〃 〃         |
| 4   | 12.9  | 3.5 | 1.0  | 0.3  | 3.7  | 0.75 | 0.3  | 5.7  | 〃 〃 腸快      |
| 5   | 11.0  | 3.6 | 1.0  | 0.35 | 4.4  | 0.7  | 0.4  | 3.0  | 〃 〃         |
| 6   | 11.9  | 3.7 | 1.0  | 0.2  | 4.1  | 0.65 | 0.3  | 4.1  | 〃 〃         |
| 7   | 12.2  | 3.8 | 1.0  | 0.3  | 4.2  | 0.7  | 0.4  | 4.2  | 〃 〃         |
| 8   | 9.85  | 3.4 | 0.9  | 0.2  | 4.1  | 0.7  | 0.3  | 2.35 | 〃 〃         |
| 9   | 11.4  | 3.7 | 0.95 | 0.3  | 4.0  | 0.7  | 0.4  | 3.7  | 〃 〃         |
| 10  | 12.2  | 3.5 | 1.0  | 0.3  | 4.2  | 0.75 | 0.45 | 4.5  | 〃 〃         |
| 11  | 13.2  | 3.1 | 0.9  | 0.25 | 4.4  | 0.7  | 0.4  | 5.7  | 〃 〃         |
| 12  | 13.5  | 3.3 | 1.0  | 0.25 | 6.1  | 0.7  | 0.55 | 4.1  | 柳葉式 片丸造 篋被  |
| 13  | 15.4  | 3.4 | 1.0  | 0.25 | 7.7  | 0.75 | 0.4  | 4.3  | 〃 〃 〃       |
| 14  | 13.9  | 3.2 | 0.9  | 0.3  | 7.0  | 0.75 | 0.4  | 3.7  | 〃 〃 〃       |
| 15  | 15.3  | 2.7 | 0.85 | 0.25 | 7.3  | 0.8  | 0.35 | 5.3  | 〃 〃 〃       |
| 16  | 現12.6 | 2.9 | 1.3  | 0.25 | 5.25 | 0.8  | 0.5  | 4.45 | 〃 〃 〃       |
| 17  | 11.0  | 2.6 | 1.2  | 0.25 | 5.6  | 0.8  | 0.35 | 2.8  | 〃 〃 〃       |
| 18  |       | 3.1 | 1.35 | 0.25 | 5.5  | 0.9  | 0.4  | 3.7  | 〃 〃 〃       |
| 19  | 5.7   | 5.7 | 3.9  | 0.2  |      |      |      |      | 無茎三角式 平造 腸快 |
| 20  | 6.0   | 4.6 | 4.3  | 0.2  |      |      |      | 1.4  | 〃 〃 〃       |

付表2 権地古墳出土鉄鏃計測表 (単位 cm)

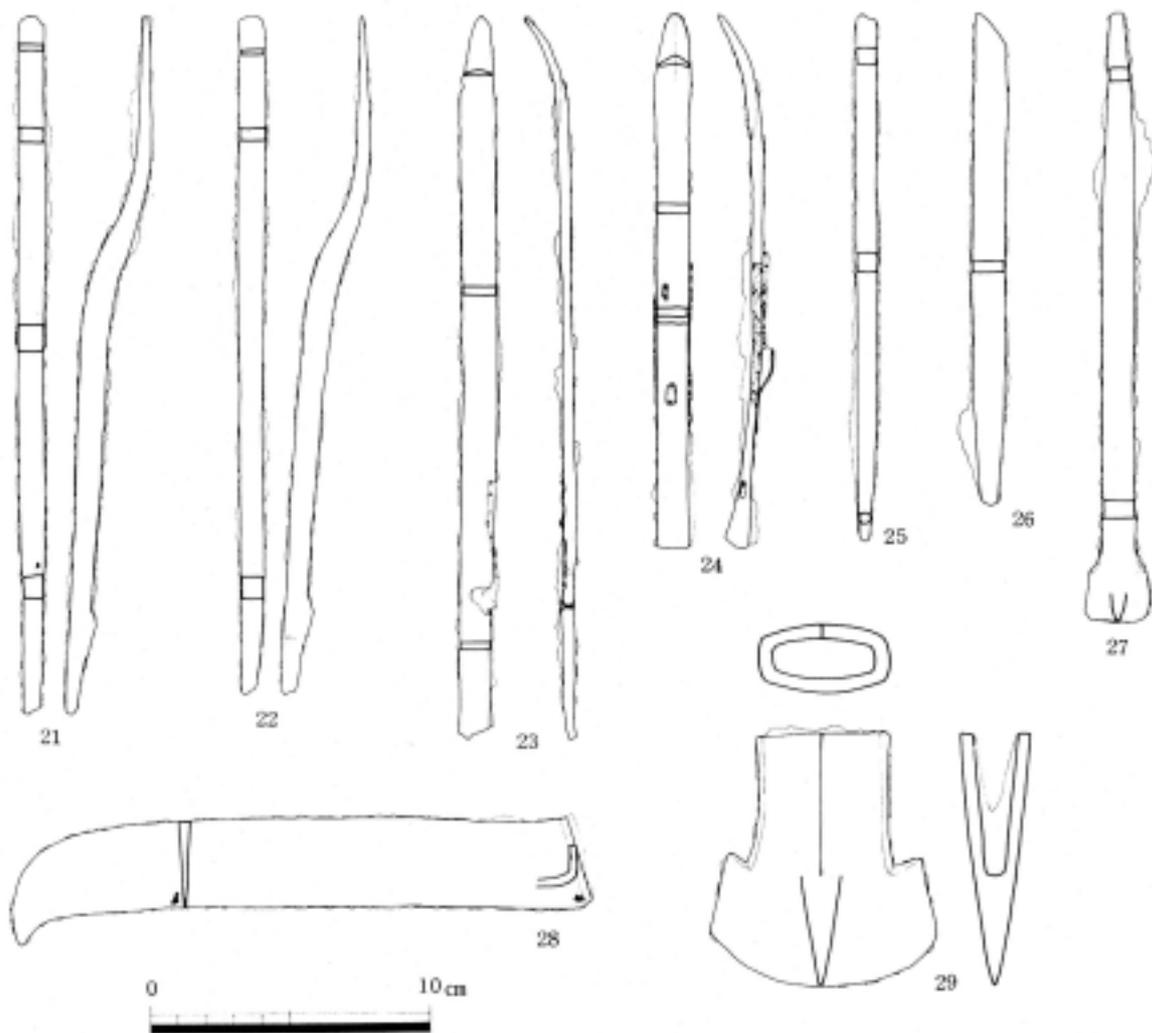
3 cmの部分に厚くなる部分があり、逆刺の可能性はある。21は、現長25 cm，中央部厚さ1 cm，板状の先端部幅1 cm，22は、現長24.2 cm，中央部厚さ1 cm，板状先端部幅0.85 cmを測る。板状の先端部を刃部と考えればノミ状工具と考えられ、棒状先端部を使用部と考えれば銚状漁具と考えられるが、明らかにはできない。

#### 鉋（第20図23，24）

B主体棺外南側より，鋒を西に向けて出土した。23は，全長25.9 cm，刃部長さ2.0 m，幅1.1 cm，厚さ0.2 cm，茎部長さ23.9 cm，幅1.3 cm，厚さ0.3 cmを測る。刃部は片側にゆるく反り，断面は片丸状を呈し，両側に刃をつけている。茎部には木質が付着している。24は，全長19.2 cm，刃部長さ3.0 cm，幅1.35 cm，厚さ0.3 cm，茎部長さ16.2 cm，幅1.15 cm，厚さ0.35 cmを測る。刃部は片側にゆるく反り，断面は中央部で折れ曲がる三日月状を呈し，両側に刃をつけている。茎部には木質が付着し，糸を巻いた痕跡が残存している。このことから，柄に茎部をはめこみ，糸を巻き付けたと考えられる。

#### きり状鉄製品（第25図25）

棺外南側から出土したほぼ完形の鉄製品である。全長18.9 cm，中央で幅0.8 cm，厚さ0.75 cmを測り，断面はやや丸みをもつ方形を呈する。用途は不明であるが，先端に至るに従って細く鋭利となっているところから，きり状の工具と考えられる。木質の付着は見られなかった。



第20図 権地古墳出土鉄器実測図

### 刀子状鉄製品 (第20図26)

棺内南側から出土した用途不明の完形の鉄製品である。全長17.6 cm, 中央で幅1.2 cm, 厚さ0.4 cmを測る。先端部は長軸に対して斜方向に仕上げているが, 断面は方形を呈しており, 刃部は見られない。木質の付着も見られない。

(注)金蔵山出土鉄製品の中に類例が見られるが, ここでは「刀子状鉄製品」として扱った。

### 平ノミ (第20図27)

棺外南側から刃部を西に向けて出土した。全長21.8 cm, 刃部幅2.2 cm, 茎部長き20 cm, 幅は関部で1.2 cm, 厚さ0.65 cm, 茎尻に近い部分で幅0.8 cm, 厚さ0.5 cmを測る。刃部は先端につけられており, 先端から1.8 cmの位置から関部をもち茎部に至る。

### 鉄 鎌 (第20図28)

棺外南側から, 刃部を南に向けて出土した。直刃鎌である。全長20.8 cm, 幅3.2 cm, 厚さ0.4 cmを測る。基部は, 刃部に対して斜めに折り返しており, 立ち上がり1.4 cmを測る。折り返し部に木質の付着が見られないこと, 及び出土状態から柄は装着していなかったと思われる。

### 鉄 斧 (第20図29)

刃部を, 棺側壁に向けて, 蓋石の下にもぐるように出土した。有肩袋状鉄斧である。全長9.1 cm, 刃部幅8.1 cm, 袋部の幅4.7 cm, 重さ293 gを測る。刃部は, わん曲し, 鋭利さに欠けている。袋部は内法3.7 cm×1.4 cmのやや丸みをもつ方形を呈し, 内部に木質が残存している。木質が残存しているところから, 柄を装着した状態で埋置されたと考えられ, 出土状態から, 刃部に対し平行に柄を装着したものと考えられる。

### 鉄 刀 (第21図)

B主体棺内の頭部に近い南側壁側で鋒を西に向けて出土した。全長72.8 cmの内反り気味の鉄刀である。全面に銹化が著しく, 木鞘が付着している。茎尻は丸く仕上げられ, 直径5.5 mmの目釘孔2が穿たれている。関部は直角に切られている。各部の計測値は次のとおりである。

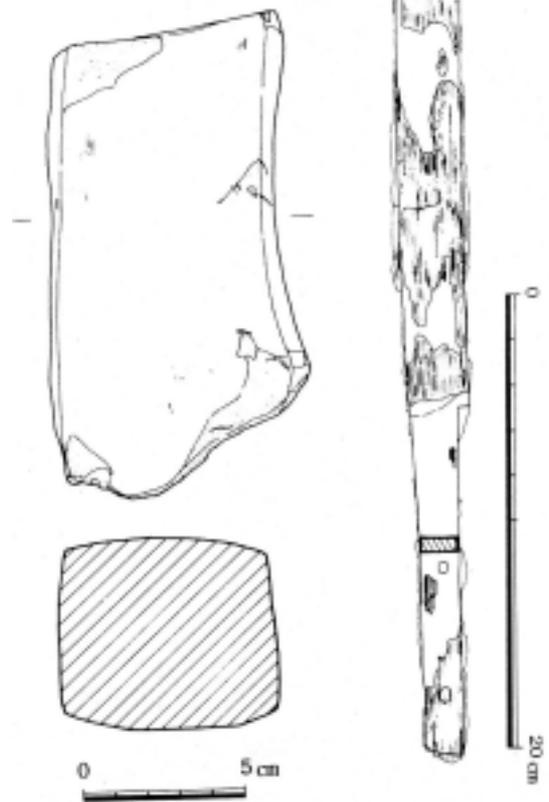
全長 72.8 cm

刃部 長さ 57.4 cm 幅 関部 3.5 cm 中央部 3.2 cm  
厚さ 背部中央 0.8 cm

茎部 長さ 15.3 cm 幅 関部 2.6 cm 中央部 2.25 cm  
厚さ 中央部 0.8 cm

### 砥 石 (第22図)

B主体南側の鉄鎌に接して出土した。全長16.2 cm, 断面はほぼ正方形を呈し, 中央部厚さ6.4 cmを測る。砂製である。長軸の4面を使用しているが, 内2面は部分



第22図 権地古墳出土  
砥石実測図

第21図 権地古墳出土  
鉄刀実測図

的な使用にとどまっております、原形をとどめている。

#### (4) ま と め

本遺跡からは既に述べたように、土壙群、古墓、古墳が確認された。土壙群については、時期、性格等は明らかにすることができなかつたため、述べることはできない。ここでは、古墳、古墓について若干述べることでまとめとしたい。

##### ア．権地古墳について

本古墳からは、主体部2基を検出することができたが、墳丘の規模形状は明らかにすることはできなかつた。2基の主体部の新旧関係については明らかにすることはできず、又同一墳丘内に構築されたものか、全く別の古墳の主体部であるかについても明らかにすることはできなかつた。しかし、検出位置が接近しており、主軸が相似しているところから、相互に存在を意識して構築したことが考えられ、同一墳丘内に築造した可能性が強いと思われる。

A主体は、土壙内に朱塗りの割竹形木棺を埋置したことが確認された。太田川下流域における割竹形木棺  
(注1)

の例は少なく、朱を使用した例に限定すると本例が初見である。割竹形木棺の例は、現在までに5例があげられる。これら5例は、それぞれ、その副葬品構造において相異点が見られ、現時点においては、割竹形木棺の位置付けについて今後の類例の増加をまって検討しなければならない。

B主体は、箱式石棺である。棺の構造は蓋石を2重とし、頭位側の両側面に石材をたてかけるといっていいないものである。このような特徴をもつ例は周辺にはほとんど見出すことはできず、対岸の禅昌寺西遺跡  
(注2)

A主体に若干相異点があるものの類似しているようである。従って本例のような石棺の構築法は、この地域の特有のものと考えられる。内面は朱の塗付が認められた。使用された朱は酸化鉄であることが確認された。塗付の方法は、検出状態から、粘土に混ぜて塗付したのものと考えられる。塗付の範囲は、蓋石の裏面と小口両側壁の上半部に限られていた。このことから、朱の塗付は死者を棺内に埋納した後に行つたと考えられる。

出土遺物は、B主体からの鉄製品と溝状遺構からの土師器と考えられる土器の細片があげられる。この内土器片は、本古墳に伴うと考えられるが、器形を明らかにすることはできなかつた。鉄製品は全て実用品と考えられる武器、農工具で前半期の古墳の特徴をよく表わしている。これは、太田川下流域の古墳の被葬者  
(注3)

が「道具類の集中的所有という形で富を集積、権力を握っていた」と考えられており、本例は、そのような傾向の反映と考えられよう。

鉄器の中には第20図21, 22, 25, 26のような特徴ある鉄器が見られる。これらの鉄器は、県内では類例は  
(注4) (注5)

見られない、21, 22は金蔵山古墳出土鉄器、椿井大塚古墳出土の鉄器の内の銚に類似している。26の刀子状鉄器は、金蔵山古墳出土鉄器の内のノミとされる鉄器の中に、類似したものが見られる。鉄斧は、金蔵山古  
(注6)

墳出土の鉄斧に類似している。又、鉄製品の構成は、本古墳の対岸の中小田2号古墳出土鉄器に類似しているようである。

さて、本古墳の築造年代であるが、上述のB主体出土の鉄器類にその手がかりを求められる。出土した鉄刀は、やや内反りの古式の様相を示すが、鉄鏃は長頸鏃が主体であり、やや後出の様相を示している。A主体は、遺物がないため明確にはできないが、他の類例が4世紀後半から5世紀代とされること、遺物がないことから、古式の様相がうかがえるようである。以上のことを考えあわせれば、本古墳の築造年代は、5世紀代と考えられよう。

(注1) 本例を除けば、下記の4例である。

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 高陽台遺跡B地点1号墳 | 円墳，粘土部，ガラス小玉2                 |
| 真亀第1号古墳     | 方墳(?), 粘土床，鉄製品                |
| 弘住第2号古墳     | 円墳，礫床，ガラス小大約1700              |
| 芳カ谷第1号古墳    | 不明，直葬，鏡1，勾玉2，管玉20，ガラス小玉13，刀子1 |

(注2) 禅昌寺西遺跡発掘調査団「禅昌寺西遺跡発掘調査報告」1980年3月

(注3) 広島県編「広島県史 原始古代 通史1，IV古代国家の成立」

(注4) 倉敷考古館研究報告第1冊「金蔵山古墳」1959年

(注5) 梅原末治「椿井大塚山古墳」京都府文化財調査報告第23冊 昭和39年3月31日

(注6) 広島市教育委員会「中小田古墳群」1980年3月

## イ. 権地古墓について

調査の結果、本遺跡から古墓1基を確認することができた。検出した遺構については、既に述べているので、ここでは出土した石帯を中心に本古墓の築造時期、被葬者についてふれることでまとめとしたい。

(注1)

石帯の出土例は、県内では現在までに藤カ迫3号古墳(東広島市)の例が知られているにすぎない。藤カ遺例は、大理石製の巡方1で破片の状態出土し、本例のようにまとまって出土した例は初見である。石帯の内訳は、巡方1，丸軋6である。他の部位である絞具、鉞尾は出土しなかった。出土状態からは、被葬者への着装状態は推定できない。出土位置も、巡方、丸軋各1は小ピット内から出土し散らばった状態といえよう。しかし、出土点数、材質の均一性から、1条の帯に相当すると考えてよいものである。部位の数が不足するのは、本古墓の埋葬方法によるものと考えられる。すなわち、火葬を他の場所で行い、その後骨とともに炭、灰、遺物をまとめて埋葬を行い、その際遺物を全て集めなかった結果と考えられる。石帯の出土位置に規則性が見られないことも首肯できよう。

出土した石帯は、方形の透しをもち、表側から白銅製の鉞を使用して革帯にかしめたものである。石帯は、裏面に金属板をあてて鉞でかしめるのが通例であるが、本例は金属板が見られず石帯を直接革帯にかしめたものか、裏面に金属板をあててかしめたものか確定しがたい。

さて、帯は「養老令」によって正式に採用されたものと考えられている。「養老令衣服令」には、帯の規定が見られ、そこには金銀装腰帯、烏油腰帯が見られる。以後奈良時代を通じてこの制度が続くと見られるが、延暦15年(796)に帯が禁じられており、この頃から帯のかわりに雑石の腰帯の使用が始まったと考えられる。そして、「延喜式」に至ると、石帯についての規定が見られ、玳瑁、馬腦、象牙など種々の材質があげられており、官位によって材質が制限されている。

出土した石帯の形式は、帯の形式に近い形態を有しており、帯が石帯に石化してゆく時期の頃のものと考えられる。亀田博氏の分類によれば、C型式に属するものである。この型式に属するものは例が限られており、現在までに西野山5基(京都府)<sup>(注3)</sup>、大宰府(福岡県)<sup>(注4)</sup>、見島56号古墳の3例が知られているにすぎない。このことは、石帯が帯から変化する時期のもので短期間に作られた結果と考えられる。帯は、佐藤興治氏、阿部義平氏等によって、官位に応じて大きさが変化することが指摘されている。佐藤・阿部両氏の分類には、大きさによって相当する官位に相違が見られる。本例は、佐藤氏によれば、七位に、阿倍氏によれば六位に相当し、地方官としては比較的高位の官位に相当すると考えられる。石帯の出土例からは、必ずしも官位と整合することはないとの指摘もあるが、本例は、古い形態をもつこと、1本分の帯と考え

られること、材質が比較的良好なことから、本例は佐藤氏、阿部氏の指摘のように官位と整合しているものと考えたい。

以上のことから、本古墓の被葬者は、少なくとも七位以上の官位を有した人物が想定できよう。地方において、七位以上の官位を有する人物は少なくとも郡司クラス以上の人物にあたる考えられ、当地域を支配した在地豪族ではないかと考えられる。本古墳の所在する地域は、古代においては佐伯郡にあてられ、「和名抄」によれば伊福郷、桑原郷に比定される地域である。遺跡の点から見ると、当地域は太田川下流域において比較的遺跡の多いと考えられる地域であり、奈良時代の瓦が出土する光見寺跡、条里の地割りが存在し<sup>(注6)</sup>ており、太田川下流域において中心的な地位を有した地域と考えられる。特に、安芸国には数少ない光見寺跡が存在することは、この地域に仏教を受容し、寺院を建立しうる勢力が存在したことがうかがわれる。これらのことを勘案すれば、本古墓の被葬者は郡司クラスに比定しうる地方豪族と考えることができよう。

石帯とともに出土した須恵器は、器種については椀、坏に限られており、坏については高台付きとそうでないものに限られるという特徴が指摘できる。出土状態は、全て破片の状態であることから、埋葬に際する祭祀にかかわるものかと想定される。

さて、本古墓の築造年代であるが、石帯と須恵器にその手がかりを求められる。石帯は上述のように古式の形態を有しており、奈良時代末の頃と考えられる。須恵器は、その形態から平安初期と考えられ、両者には若干の時期差が見られる。従って、築造年代は須恵器で示されていると考えられ、9世紀初頭を前後する時期として大過ないであろう。

(注1) 広島県教育委員会「広島県賀茂郡八本松町藤力迫遺跡発掘調査報告」

『広島県文化財調査報告九』1971年

(注2) 亀田 博 「帯と石帯－出土・石の研究ノート」

関西大学考古学研究室開設参拾周年記念考古学論叢昭和58年

(注3) 梅原末治 「山科村西野山ノ墳墓ト其ノ発見ノ遺物」京都府史蹟調査会報告第二冊1919

(注4) 九州歴史資料館「太宰府史跡－昭和56年発掘調査概報－」昭和57年3月

(注5) 山口県教育委員会「見島総合学術調査報告」1964

(注6) 広島市役所編 「新修広島市史－第1巻総説編」

広島県編 「広島県史－原始古代通史」

(注7) 下記の4例が古代寺院としてあげられる

- ・安芸国分寺、安芸国分尼寺（東広島市西条町）
- ・道隆寺跡（安芸郡府中町）
- ・明宮寺跡（高田郡吉田町）
- ・横見廃寺（豊田郡本郷町）



遺跡全景（調査中）



a. 権地古墓全景（南西より）



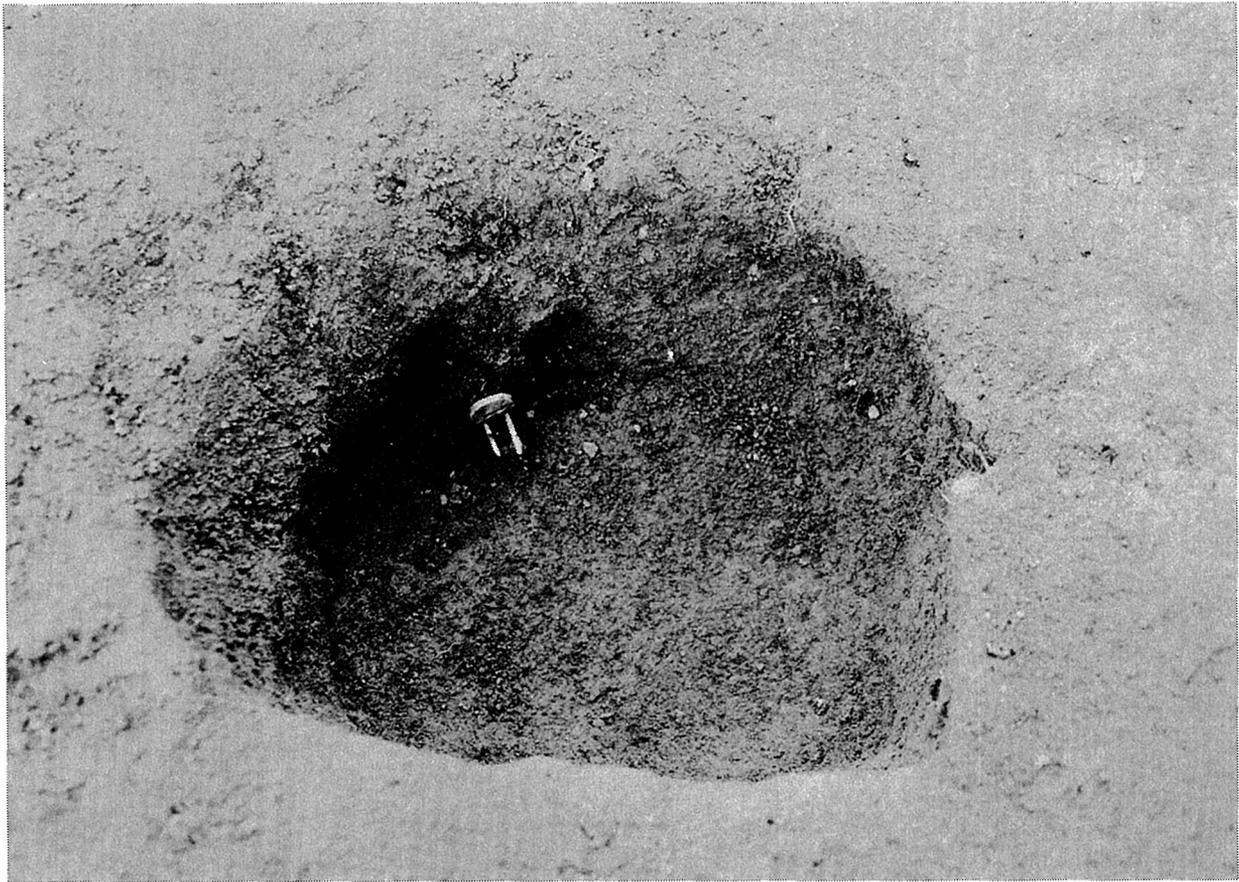
b. 同 上（南東より）



a. 権地古墓遺物出土状態（北より）



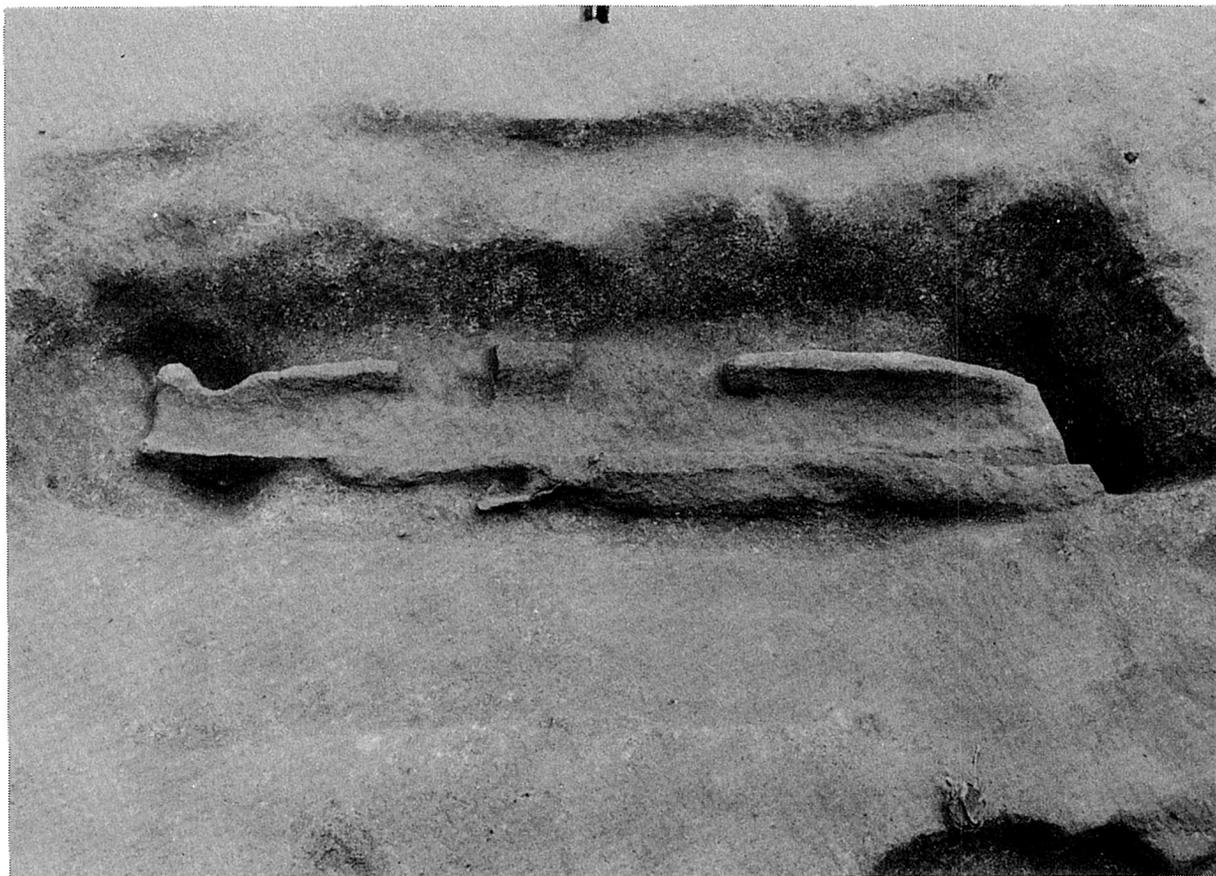
b. 同 上（北より）



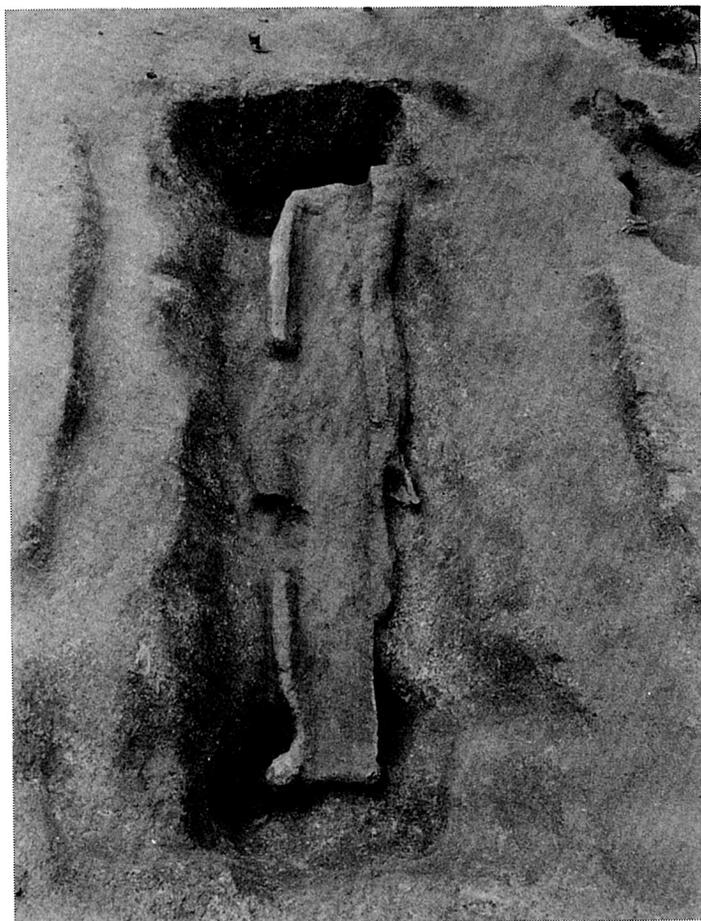
a. 権地古墓 遺物出土状態（南より）



b. 権地古墓 礫群出土状態（南東より）



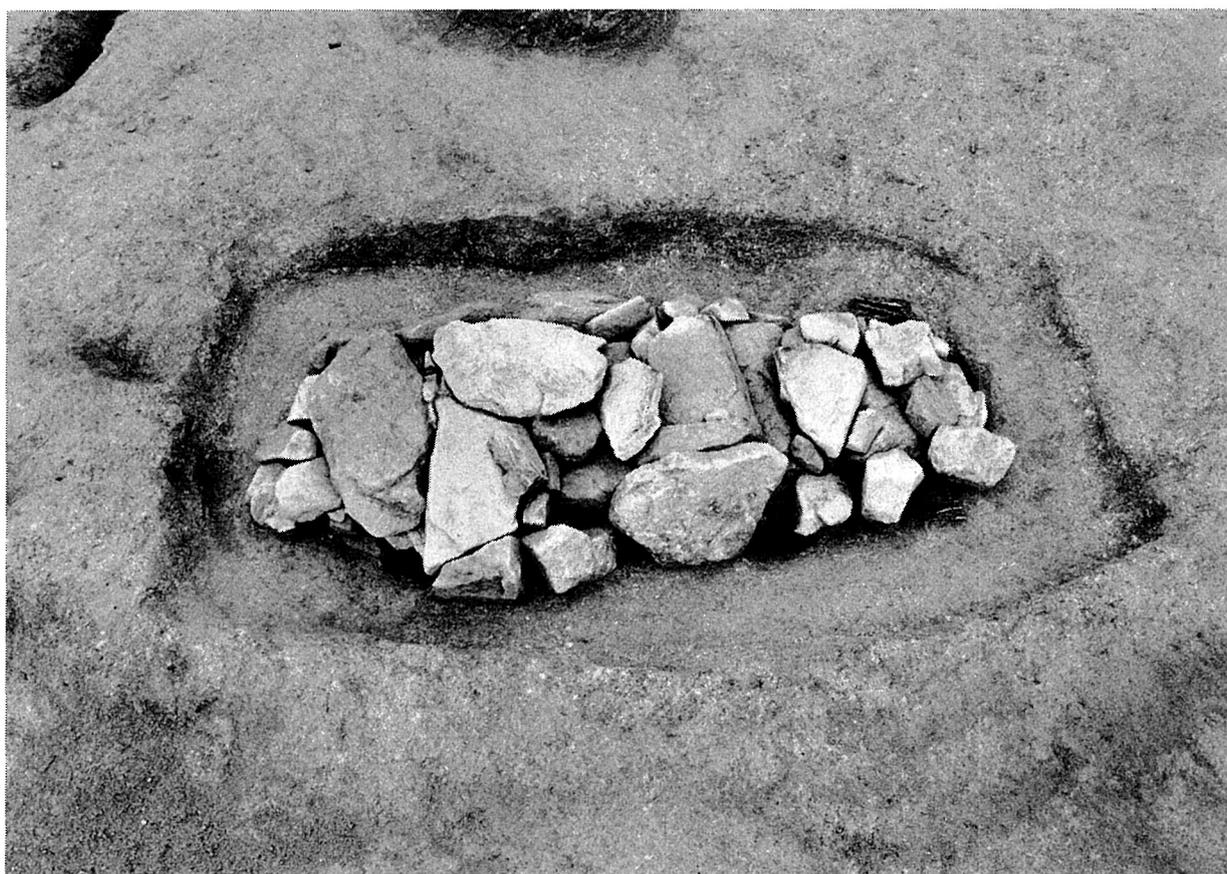
a. 権地古墳 A 主体（北より）



b. 同上（東より）



a. 権地古墳 B 主体（南より）



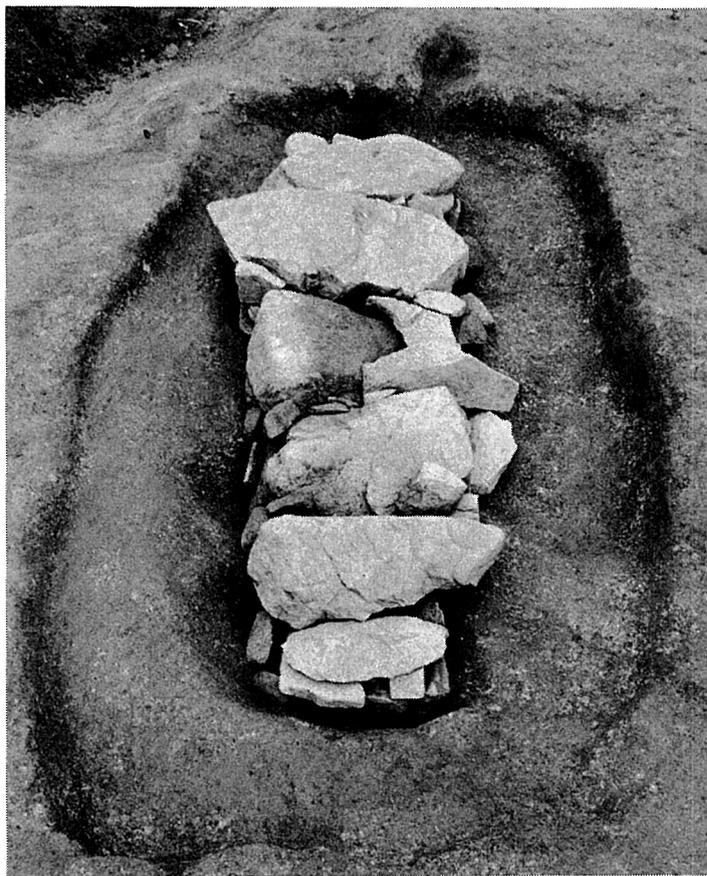
b. 同 上（北より）



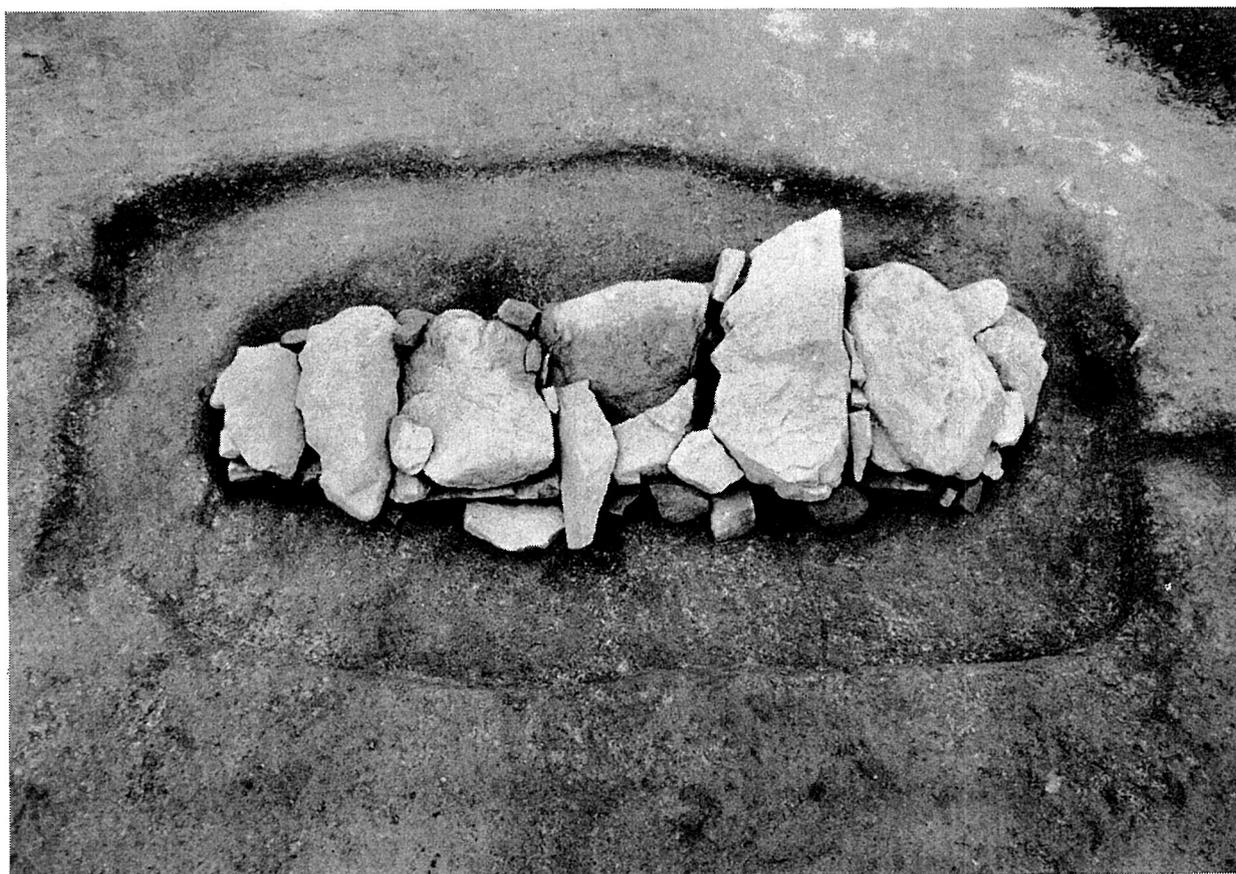
a. 権地古墳 B 主体（東より）



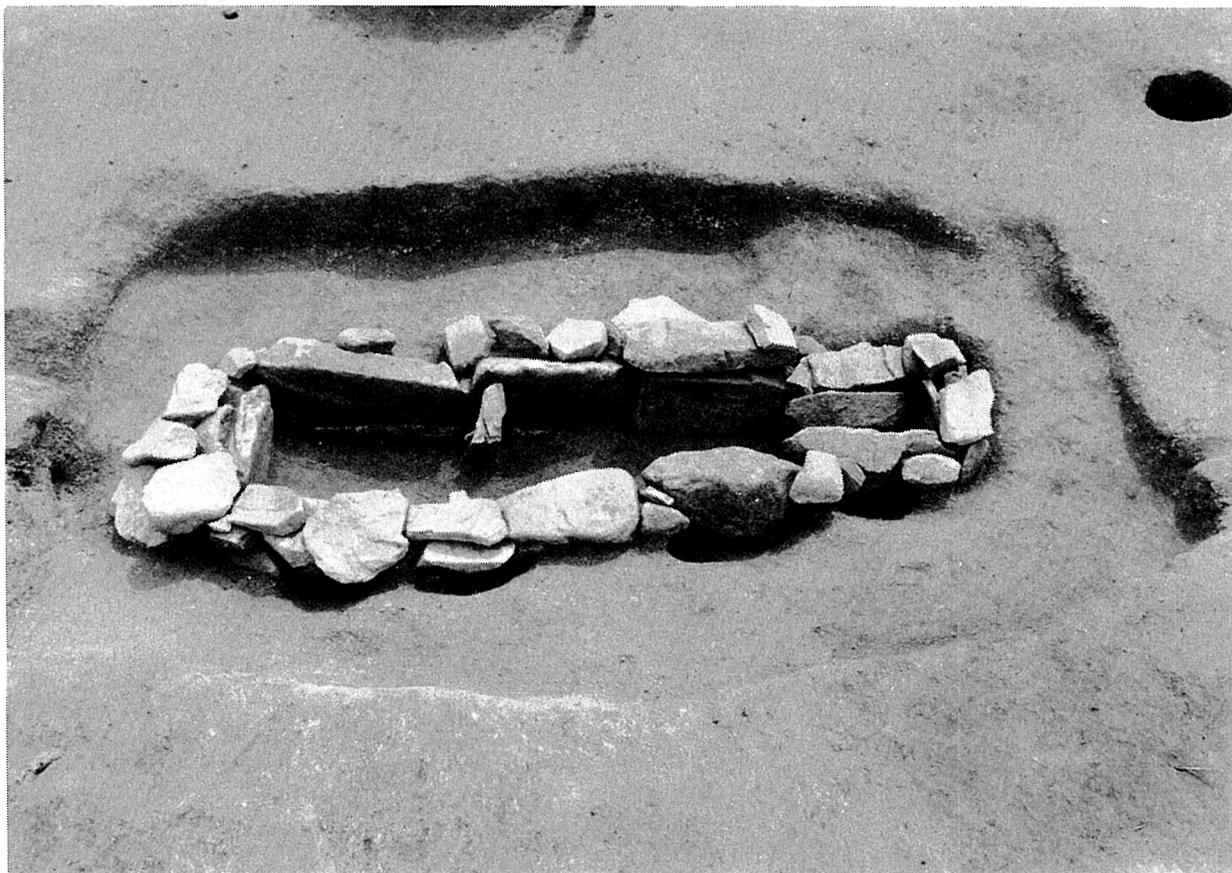
b. 同 上（西より）



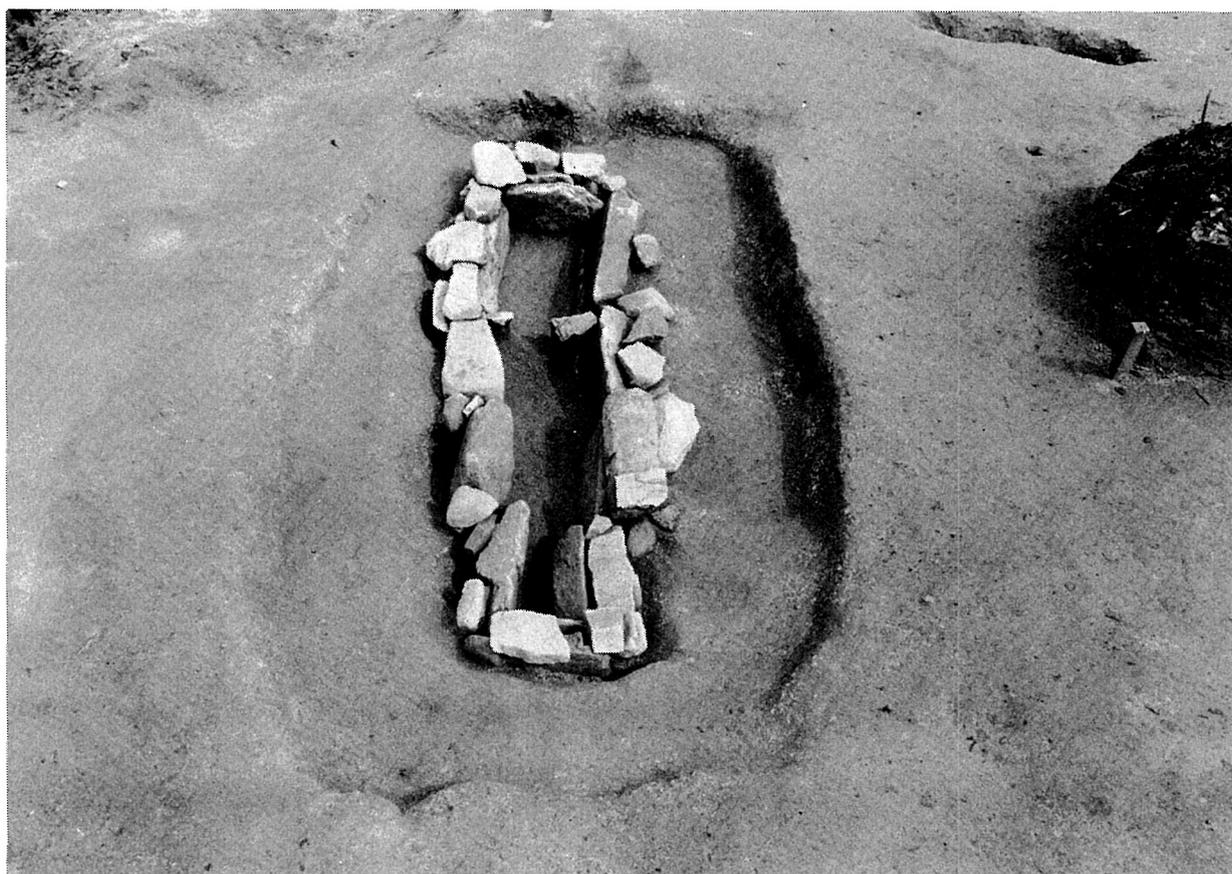
a. 権地古墳 B主体（西より）



b. 同 上（南より）



a. 権地古墳 B 主体蓋石除去後（北より）



b. 同 上（西より）



a. 権地古墳 B 主体遺物出土状態（西より）



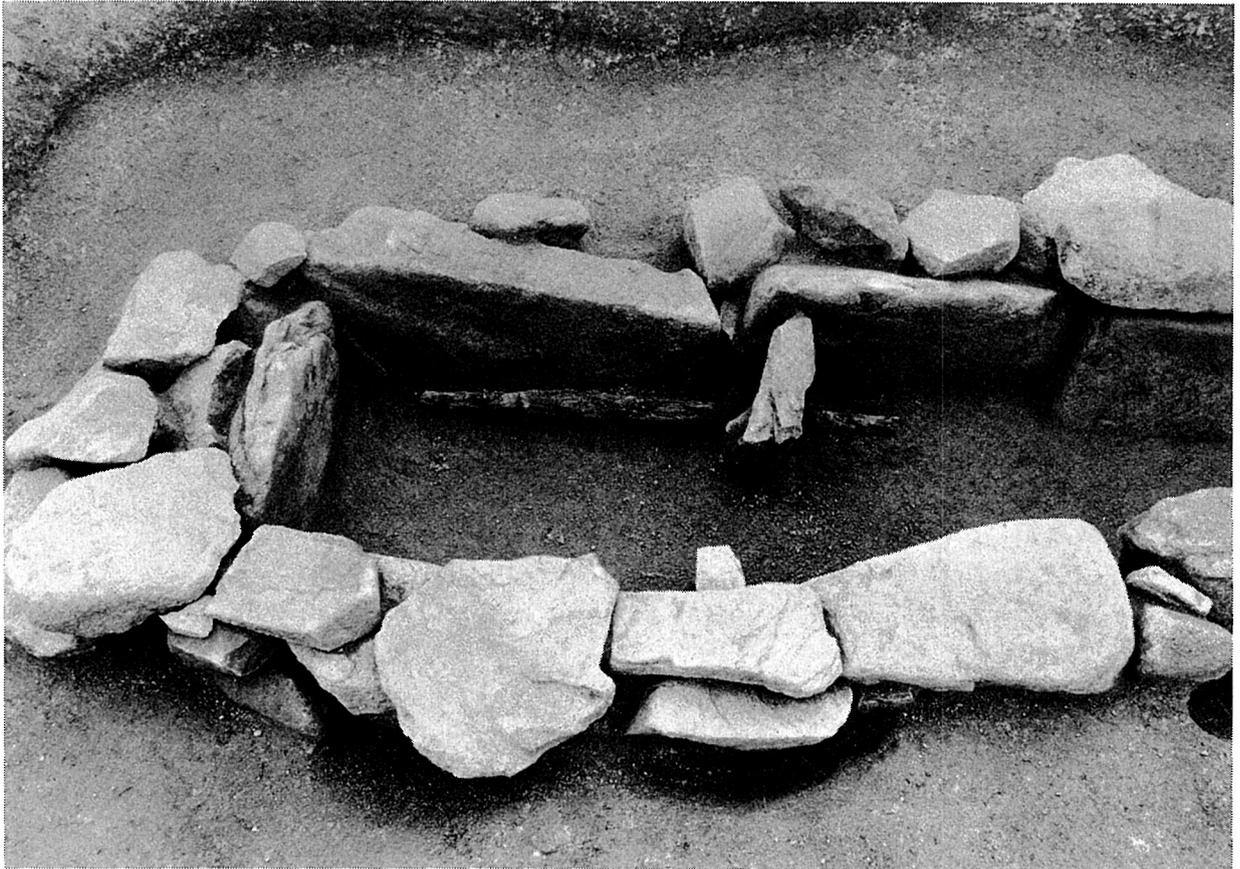
b. 同 上 南側（南東より）



a. 権地古墳 B 主体遺物出土状態北側（北より）



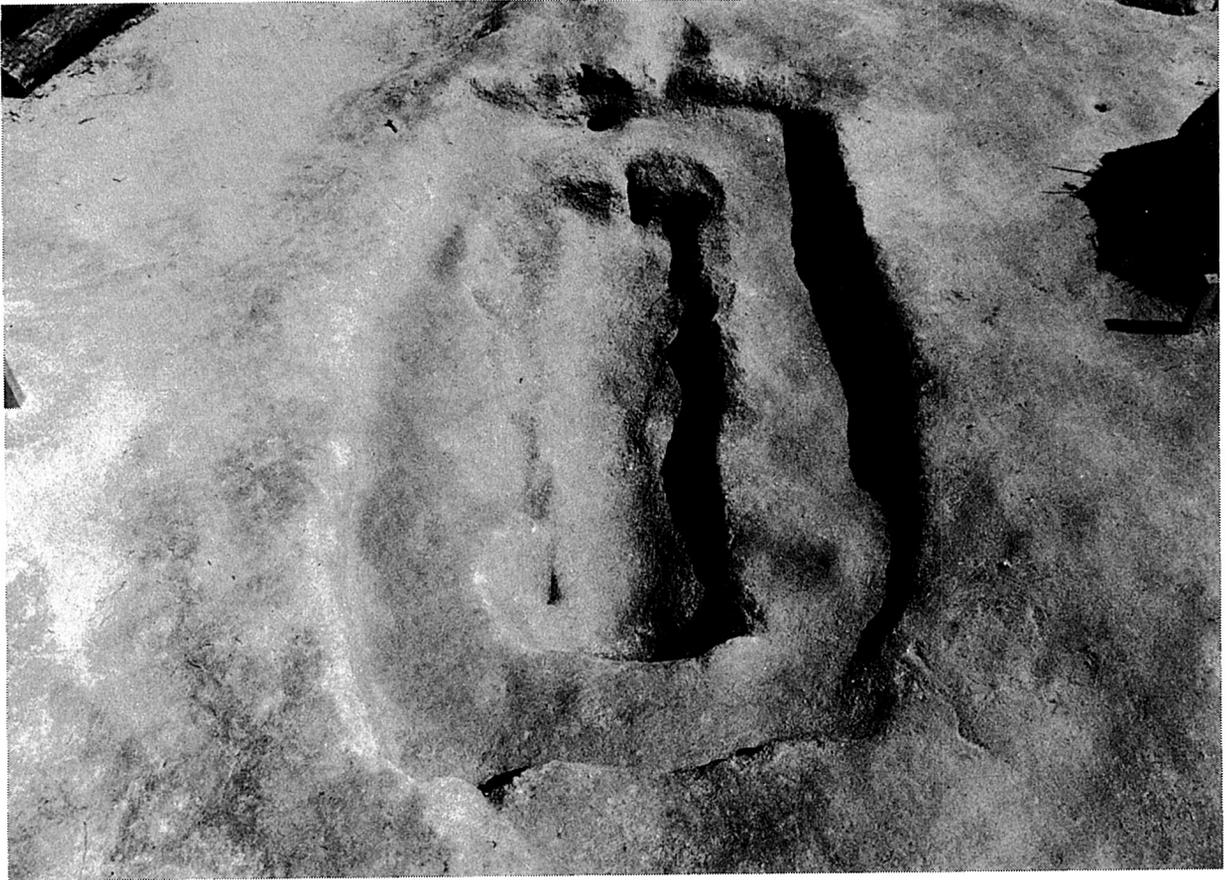
b. 同 上 南側（南より）



a. 権地古墳 B 主体棺内遺物出土状態（北より）



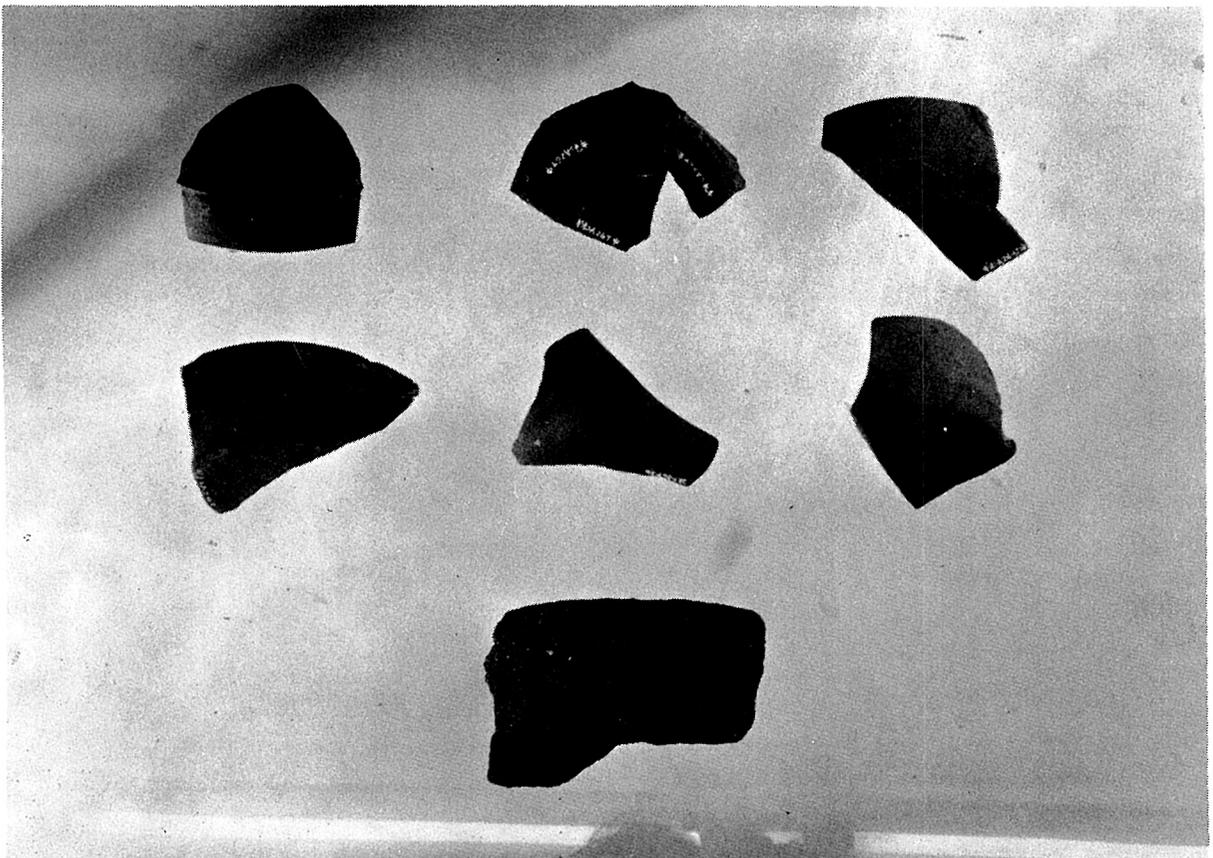
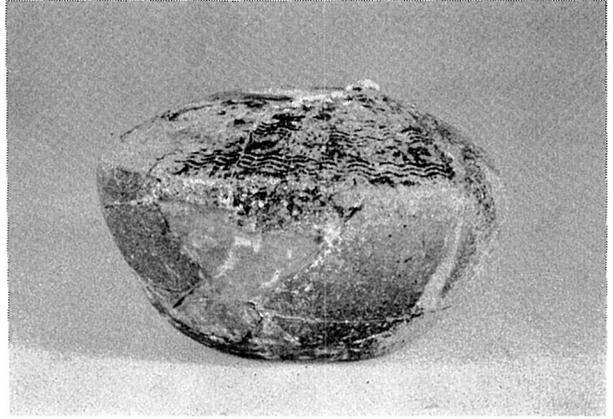
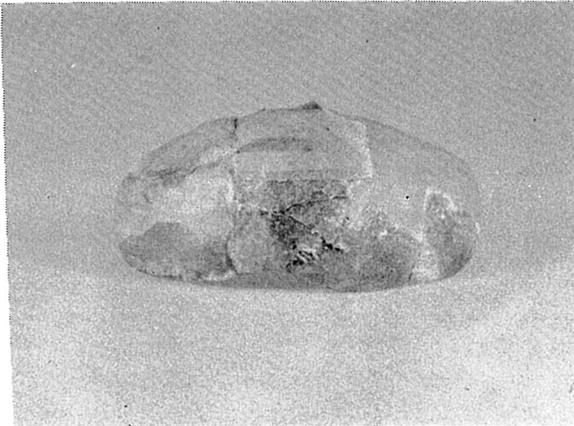
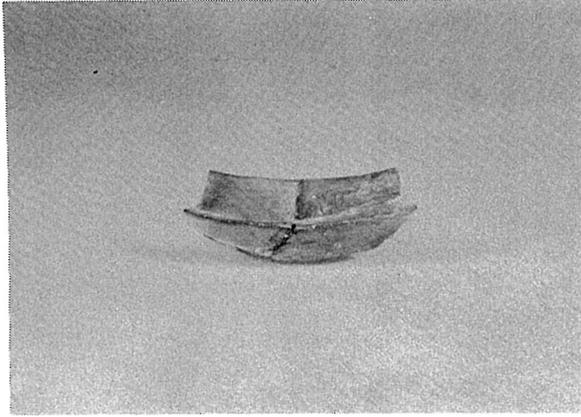
b. 同 上（南より）



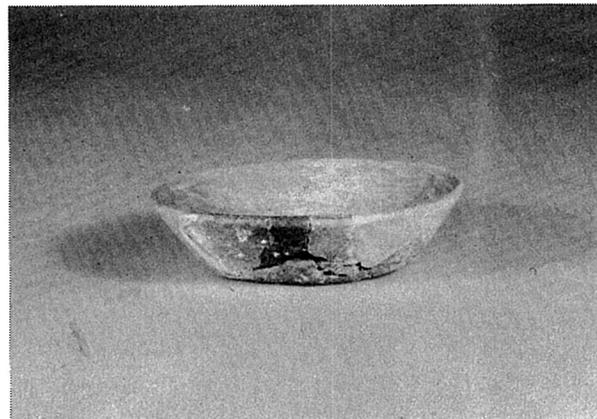
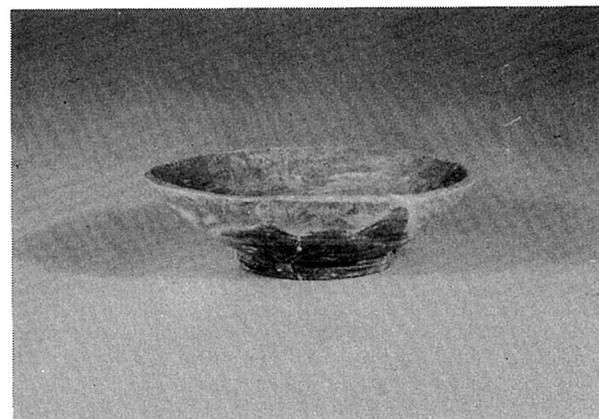
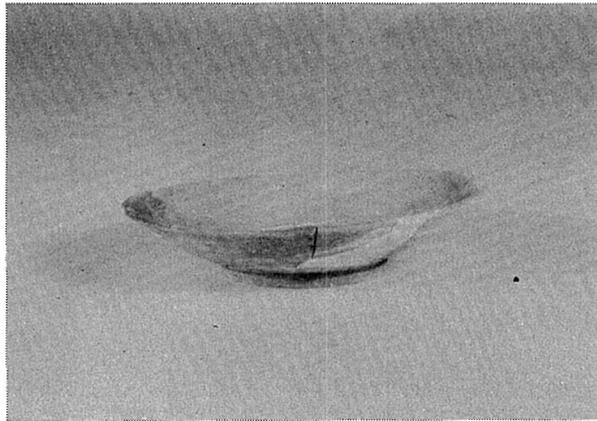
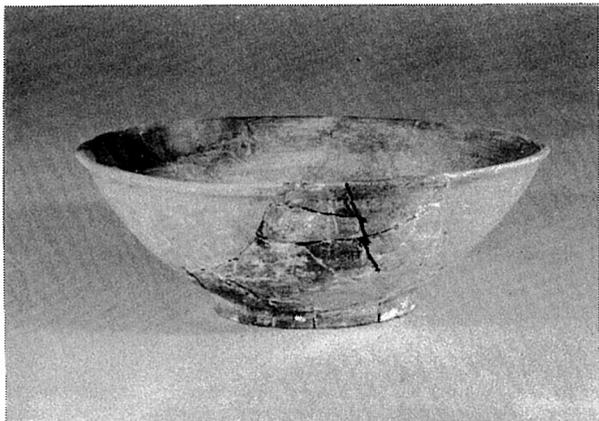
a. 権地古墳 B 主体掘り方（西より）



b. 同 上（北より）



権地遺跡調査区内出土土器



権地古墓出土土器



権地古墳 B 主体出土遺物 (1)



権地古墳 B 主体出土遺物 (2)

